

大韓民国及び台湾産ポリエステル短纖維の一部 に対するダンピング調査の最終決定について

経済産業省

政府は、大韓民国及び台湾産ポリエステル短纖維の一部に係る、1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(いわゆる「WTOダンピング防止協定」のこと。以下、「協定」という。)第5.1条及び関税定率法(明治43年法律第54号。以下「定率法」という。)第8条第5項に基づいて開始された調査について、協定第12.2条の規定に基づき、その最終決定を以下のとおり公表します。

なお、本最終決定の概要は平成14年7月26日付告示(財務省告示第295号)に掲載されております。

1 本件調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

1 - 1 品名 ポリエステル短纖維

1 - 2 銘柄、型式及び特徴 ポリエステル短纖維(カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)のうち、3.88デシテックスを超える22.23デシテックス未満(3.5デニール以上20デニール以下)のもので、かつ、長さが25ミリメートル以上80ミリメートル以下のもの(以下「調査対象貨物」という。)。商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第5503.20号に分類され、日本の輸入統計品目番号5503.20-010に該当する。主として、布団の詰めわた、カーペットなどに用いられる。

2 本件調査に係る貨物の供給国又は地域

大韓民国、台湾

3 調査の経緯

3 - 1 課税申請及び調査開始

平成13(2001)年2月28日、帝人株式会社、東レ株式会社、株式会社クラレ、東洋紡績株式会社及びユニチカファイバー株式会社(以下「申請者」という。)より、「大韓民国及び台湾産ポリエステル短纖維に対する不当廉売関税課税申請」(以下「申請書」という。)が提出された。申請者の当該貨物の生産量が国内総生産量に占める割合は50%を超えており、協定第5.4条の基準を満たしているものであった。

2001年4月23日、本件調査の開始を決定した(平成13[2001]年財務省告示第125号)。

調査開始後、本申請書の秘密でない要約を閲覧に供した。

3-2 質問状の送付・回答、意見

2001年5月31日、大韓民国・台湾の輸出者又は生産者（以下「供給者」という。）として、輸入通関実績により、調査対象期間（2000年4月～2001年3月）中、調査対象貨物について日本への輸入実績があったと考えられる者並びに申請書に記載されている者に対し「調査対象貨物の輸出国における生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者に対する質問状」という。）を送付した。

また、調査当局で把握できたポリエスチル短纖維を生産する全ての国内生産者、輸入通関実績により調査対象貨物の輸入実績のあったことが認められた輸入者及び調査当局で把握できた利用者に対し質問状を送付した。複数の利害関係者から質問状に対する回答期限の延長申請があり、いずれも認めた。さらに、7月初旬から8月中旬にかけて回答期限の再度の延長申請が供給者からあり、最長8月23日までの延長を認めた。

証拠等の提出が複数の利害関係者からなされた。

また、回答及び証拠等の提出があり次第、秘密でない要約を閲覧に供した。

3-3 対質

3-3-1 一部の台湾供給者からの申出により申請者との対質を2001年10月30日に実施した。

3-3-2 大韓民国政府から申請者等との対質の開催の申出があり、調査当局は申請者等に伝達した。これに対し、申請者は対質に同意するための条件を申し出た。調査当局は、「対質を求められた利害関係者の同意が得られた場合は、当該対質の機会を与えるもの」（政令第12条第2項）とされていることから、申請者が申し出た条件を大韓民国政府へ伝達した。しかしながら、その後、申請者の対質実施に関する条件について大韓民国政府からの対応がなかったため、対質は実施されなかった。

3-4 現地調査

供給者に対する質問状に対しダンピング輸入の有無を決定するのに十分な回答が提出された大韓民国供給者4者：

- ・サムヨン・シンセティックス・カンパニー・リミテッド (SAM YOUNG SYNTHETICS CO., LTD.)、
- ・デヤン・インダストリアル・カンパニー・リミテッド (DAE YANG INDUSTRIAL CO., LTD.)、
- ・ソンリム・カンパニー・リミテッド (SUNG LIM CO., LTD.)、
- ・ヒュビス・コーポレーション (HUVIS CORPORATION)

並びに台湾供給者3者：

- ・南亞塑膠工業股份有限公司、
- ・遠東紡織股份有限公司、

・新光合成纖維股份有限公司

に対して、2001年11月2日に、2001年中の現地調査実施への同意を求める通知文を送付した。大韓民国供給者4者からは、2002年1月であれば現地調査実施への対応可能な旨の連絡があった。大韓民国供給者の要望に沿って調査当局は、1月16日から1月31日の間に大韓民国供給者4者に対する現地調査を実施した。台湾供給者3者は現地調査に同意しなかったため、調査当局は現地調査を実施できず、提供された情報の正確性を確認し詳細な情報を入手することができなかった。

また、2001年11月から12月にかけて国内生産者及び輸入者に対して国内現地調査を行った。

3-5 未回答等供給者への質問状への回答の再依頼

2001年5月に発出した供給者に対する質問状に対して未回答又は不十分な回答しかしていないためダンピング輸入の有無の決定ができない供給者に対して、2002年3月11日付で、回答を促す旨の文書を発出した。なお、協定第6.8条及び附属書II(利害関係者が妥当な期間内に必要な情報を提供しない場合、調査当局が知ることができた事実に基づいて決定できる旨、及び、利害関係者が調査当局に協力しない場合は協力した場合より不利な結果をもたらすことは明らかである旨の規定)も直後に追送した。また、回答が不十分であった大韓民国及び台湾の供給者については、協定附属書IIの6に基づき、提出された証拠又は情報が採用できない理由を併せて通知した。これらの結果、一部の供給者より回答がなされた。

3-6 調査期間の延長

一部の供給者から追加的な回答がなされたことから、その検討のため、調査期間を3ヶ月間延長した(平成14[2002]年4月19日付財務省告示第165号)(当初調査期限は2002年4月22日)。

3-7 現地調査(追加)

追加的に回答をしてきた供給者のうち、ダンピング輸入の有無を決定するのに十分なデータが提出された大韓民国の供給者(サムフン・カンパニー・リミテッド(SAMHEUNG CO., LTD.))について、調査当局は、5月に現地調査を実施した。

3-8 最終決定前の重要事実の開示

2002年6月14日、協定第5.1条及び定率法第8条第5項に基づく調査について、協定第6.9条、及び、政令第15条の規定に基づき、最終決定の基礎となる重要な事実(以下「重要事実」という。)を利害関係者に通知した。

3-9 利害関係者からの反論及びそれに対する検討

2002年7月1日の反論期限までに、複数の利害関係者より反論がなされたことからその検討を行うとともに、利害関係者に対し調査当局として認定を示す通知を行った(反論及びその検討と調査

当局の認定の具体的な内容については、5以下各項目における(b)及び(c)に示されている。)

4 質問状に対する回答者数

送付した質問状の回答者数等については次のとおり。

		送付者数(A)	回答者数(B)	回答者率(B/A)
国 内	生産者	17	17	100%
	輸入者	53	26	49.1%
	利用者	215	171	79.5%
供給者	大韓民国	30	9	30.0%
	台湾	13	13	100%

(注 1) 各者について、追加・補足的質問状を送付している場合や質問状について回答を促す文書を送付している場合、また、不十分な回答の場合や複数の回答がなされている場合もあるが 1 者と捉え集計している。

(注 2) 利害関係者から提出された回答については、回答の提出があり次第、秘密扱いの要請を考慮した上で、閲覧に供した。

5 同種の产品（貨物）の範囲

5 - 1 総論

協定第 2.6 条において、同種の产品とは、全ての点で同じである产品、又はそのような产品がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する产品とされている。ダンピングの事実等の検討対象となる、同種の产品の範囲については、物理的・化学的特性を基本として、用途、流通経路、製造工程、価格、代替性、国内産業〔7 - 1(a)参照〕における取扱い、関税分類といった要素を考慮しつつ総合的に判断した。

5 - 2 基本的な物理的・化学的特性

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

調査対象貨物は、いずれもポリエチレンテレフタレート(以下、「P E T」という。)を主たる化学成分とするポリエステル短纖維で特定の纖度(3.88 デシテックスを超える 22.23 デシテックス未満)カット長(25~80mm)を有し、紡績準備のための処理がなされていない。

商品の名称及び分類についての統一システム(H S)の品目表第 5503.20 号に分類され、日本の輸入統計品目番号 5503.20-010(2000 年 12 月 31 日以前は 5503.20-000 の一部)に該当する。

市中に出回っているペットボトル、ポリエステル纖維、フィルムくずや工場内で生じる P E T くず等を原材料(以下「再生原材料」という。)とする再生品も存在している。再生品の中でも多様かつ品質の異なる商品が存在しており、外観上も不純物による影響で黄ばんでいたり、黒ずんでいたりするものから、ヴァージン品(原材料として再生原材料を使っていないもの)とほとんど変わらないものもある。さらには、再生原材料とヴァージン原材料とを混合して製造するという「混合品」(原材料として一部再生原材料を使用していることから再生品の一種といえる)もある。再生原材料の使用率もごくわずかなものから 100% のものまであり、ヴァージン品と再生品との間で明確な境界がない。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「再生品の大部分が持っている物理的・化学的特性とヴァージン品とを比較し、差があるかどうかを判断しなければならないのにもかかわらず、再生品の中でごく一部の特性を一般化し、ヴァージン品と区別できず明確な境界がないと判断したのは不当」との指摘があった。

しかし、調査当局は再生品について日本国内生産者、大韓民国生産者、台湾生産者からの回答を分析・検討するとともに、調査対象貨物のサンプルを収集し、調査対象貨物の輸入通関実績をも分析するなど多様な観点・資料に基づき判断した。

利害関係者からの回答や調査当局が調査の過程で収集してきたサンプルから判断されることとして、「不均一な色相、デニール、カット長、crimp count」の特性を有すると認められるものもあれば、ヴァージン品と区別できない再生品も多数ある。

また、調査対象貨物の利用者に対して、調査対象貨物のグレードについても取引上認識があるか

どうかについて質問をしており、グレードについて認識がある者もいる者もあるという結果となっている。再生品の輸入通関実績をみると、グレードの記載が明示されているものもあれば、グレードについての記載が一切明示されていない輸入取引が認められている。この結果から、「再生品は販売の際、製品の S P E C を特定して販売するのではなく、A grade、B grade などの方式で売る」ということを証する根拠は調査当局として得られなかった。従って、調査当局は、グレードについては、物理的・化学的特性を考慮する上で重要であるとは判断しなかった。

再生品・混合品にいかなる不純物又はいかなる化学成分が入っているのかいないのか、どの程度入っているのかどうか等定まったものではなく、再生品固有の物理的・化学的特性は明確ではないと言わざるを得ない。再生原材料の使用率についても、国内生産者、供給者の回答をも踏まえ、「再生原材料の使用率もごくわずかなものから 100% のものまであり、ヴァージン品と再生品の間で明確な境界がない」と判断した。

以上の検討に基づくと結局のところ、調査対象貨物は、ヴァージン品、再生品、混合品を問わず、「いずれもポリエチレンテレフタレート（P E T）を主たる化学成分とするポリエステル短纖維で特定の纖度、カット長を有し、紡績準備のための処理がなされていない」ものであって、その物理的・化学的特性は同様と判断した〔5 - 2 (a)参照〕。

なお、財務省関税局関税課において利害関係者及び利用者向けに閲覧に供されていたある大韓民国生産者からのサンプル品は一見ヴァージン品と区別できないものの部類に入るものと考えられる（2001 年 10 月 22 日付け「大韓民国製再生わたサンプルの提出について」参照）。

(c) 調査当局の認定

物理的・化学的特性〔5 - 2 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 - 3 機能・用途

5 - 3 - 1 機能

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

調査対象貨物は、ポリエステルの「安い」「強い」「硬い」「吸湿性が低い」「薬品による変化がない」等という特長に着目して多くの分野で利用されている。これらの特長は日本化学纖維協会の資料からも認められ、更に、市場のニーズ（顧客・利用者の要望）に応じ、様々な機能を付与された製品（商品）が開発されている。なお、申請書において主要製品として挙げられているレギュラーわた（単一のポリマー[紡糸原液]からなるもの。）中空コンジュわた（纖維断面を中空にすることに加え、2 種類の成分の原材料を貼り合わせる等で一層の弾性と嵩高性が得られるもの。）レギュラーバインダーわた（レギュラーわた（芯部分）にイソフタル酸等を共重合させた P E T が覆うこと（鞘部分）により比較的低温での熱融着機能が付与されているもの。）及び、その他という商品カテゴリーに大別することも一見可能だが、各商品カテゴリー別に見た場合においても、纖度、力

ット長の異なる製品があり、また、捲縮(又はクリンプ)の形態が違うもの、超平滑性（シリコン加工）、防虫性、防ダニ性、抗菌性や難燃性といった機能を付与されているものや、P E Tに顔料(又は染料)を練り込んで着色された原着わたも存在し、さらに各カテゴリーの中間的商品も認められ、実際の商品は多様化・細分化されている。再生品についてもヴァージン品と同様、市場のニーズに応じて様々な機能を付与されており一見各商品カテゴリーに大別できるものの、実際には様々な機能が付された商品がある。品質についても企業ごとに異なりグレードの区分も異なっている。ヴァージン品にせよ、再生品にせよ多様な商品群及びその中間製品があるため、その間に明確な線引きはできない。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「ヴァージン品の場合は、シリコン加工をしたり、crimpの形態を変えたり、防虫性、抗菌性、難燃性などの付加価値を高めたり、機能を追加した製品をたくさん造れることができる一方、再生品の場合は、このように付加価値を高めたり機能を追加していないことから、両者の間に明確な差異があるにもかかわらず、これを無視したことは誤りである」との指摘があった。

供給者に対する質問状の回答や輸入通関実績から、再生品の場合においても、顔料を練り込んだ付加価値製品もあり、シリコン加工などを施した機能わたも認められることから、この指摘は不適切なものと考えられる。

そもそも、基本的に、これらの各種の機能の違いは、市場のニーズ、すなわち、利用者の要望に応じ付与されてきている追加的なものであって、基本的な影響を与えるものではなく、同種の產品かどうかの判断に影響を与えないものと考えられる〔5 - 3 - 1 (a)参照〕。また、追加的な機能の違いによって用途が限定されているものではない〔5 - 3 - 2 (a)参照〕。更に、調査対象貨物は混合利用され、置換えの事実もあり、かつ、調査対象貨物の利用者、生産者、輸入者のいずれも代替性について多くが肯定してもいる〔5 - 7 (a)参照〕。

(c) 調査当局の認定

機能〔5 - 3 - 1 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 - 3 - 2 用途

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

各商品カテゴリーの違いやヴァージン品、再生品、混合品を問わず、主として寝具分野、不織布分野で用いられており、布団詰めわた、クッション・玩具中わた、衣料部材、自動車内装資材、カーペット（基布）生活衛生材、土木・建設資材等に利用されている。

商品カテゴリー別に見た場合においても、利用者は各商品カテゴリーを混合して利用することが多く、ある特定の商品カテゴリーが、ある特定の用途に限定使用されているといった事実は利用者

に対する質問状の回答からも認められない。ヴァージン品、混合品、再生品に分けてみた場合においてもある特定の用途に限定使用されているといった実態はない。

(注) 再生品にも多様かつ品質の異なる商品が存在しており、黄ばんでいたり、黒ずんでいるものもある一方、純白に近くヴァージン品と見分けのつかないものもある。色つきの商品であっても、外観を問題としない分野、外観上見えない分野（一部の布団わた）各種のわたと混合使用されることを始めとして、国産品・輸入品、ヴァージン品・混合品・再生品間で同様に用いられている。ヴァージン品と見分けのつかない再生品（または混合品）についてもヴァージン品と同様に用いられている。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「再生品が製造原価を減らすために外見上見えない製品の中に使用される用途に主に極限されている反面、ヴァージン品は、外見上見える用途にも使用されている点で、著しい差異があるという事実を無視した誤りがある」との指摘があった。

しかし、再生品にも多様かつ品質の異なる商品が存在しており、黄ばんでいたり、黒ずんでいるものもある一方、純白に近くヴァージン品と見分けのつかないものもあり、このようなヴァージン品と見分けのつかない再生品（または混合品）についてはヴァージン品と全く同様に用いられているという実態が認められ〔5-3-2(a)（注）参照〕「外見上見えない製品の中に使用される用途に主に極限されている」との指摘は不適切なものと考えられる。

(c) 調査当局の認定

用途〔5-3-2(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5-4 流通経路

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

国産品の場合、国内生産者から利用者へ又は国内生産者から商社を経由して利用者へ調査対象貨物が流通している一方、大韓民国・台湾産を含む輸入品の場合、商社から利用者に流通しており、流通経路は共通している。

各商品カテゴリーの違いや、ヴァージン品、再生品、混合品の違い、国産品と輸入品（大韓民国産、台湾産）の違いによる、流通経路の差異は、調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状等の回答、調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査対象貨物の利用者に対する質問状等の回答からは認められない。

生産者から最終利用者に至る流通経路は、最終利用者の信用状態、生産者・流通業者の販売戦略、過去の取引経緯などにより決定されるが、各商品の違いにより販売経路が限定されることはないとされている。むしろ、利用者は各商品を混合して布団・不織布といった製品に加工することが少な

くないため、複数の商品が同一流通経路に置かれている。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「ヴァージン品の場合、販売量の多くが日本国内生産者の系列会社や関係会社に販売されている反面、再生品の場合は、そのような系列会社や関係会社に販売されていないという差異がある」との指摘があった。

しかし、調査当局は、調査対象貨物の産業上の利用者に、国産品、大韓民国産品、台湾産品の購入状況についても質問しており、これに対する回答によれば、指摘のような実態は認められない。すなわち、利用者は、調査対象貨物の品質や価格を重視して購入品を選択しており、系列かどうかによって購入するかどうかを決めてもらいないし、ヴァージン品と再生品の両方を扱う利用者も少なからず存在しており、国産ヴァージン品だけを購入している利用者とか再生品だけを購入している利用者が調査対象貨物の流通の大半であるとは認められない。

ある利害関係者より、「輸入品を取り扱う流通業者と、日本国産品を扱う流通業者はお互い重複しないで異なることから、同一流通経路を使っているとはいえない」との指摘があった。

しかし、まず基本的に、個々の輸入業者の扱いの有無の違いは流通経路の違いとは関係していない。実際上、〔5 - 4(a)〕で述べられているように複数の商品が同一流通経路に置かれている。

(c) 調査当局の認定

流通経路〔5 - 4(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 - 5 製造工程

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

調査対象貨物の製造工程は、「重合工程」(エチレングリコール及びテレフタル酸といった原材料からP E Tを製造する工程)と「延伸工程」(P E Tを糸状に延伸し切断など所要の加工を行う工程)に大別できる。

各商品カテゴリーの違いによりそれぞれある程度製造工程の違い、原材料の違いが存在する（具体的には、ヴァージン品についてはエチレングリコール及びテレフタル酸を重合させる設備を必要とする点で共通し、紡糸された糸が延伸と切断の設備を必要とする点はヴァージン品、再生品を問わず共通しているところ。また、レギュラーわた、中空コンジュわた、バインダーわたについて各々異なる抽出ノズル[P E Tを糸状に放出する装置]を使う等の差異は認められる。）が有意な機械設備の差異は申請書の内容や工場視察の結果からも認められない。

ヴァージン品と再生品の製造工程の違いに関しては、ヴァージン品の場合はP E Tを化学合成するため重合工程を経るが、再生品の場合は既に市中又は工場内に存在しているP E Tを含むもの（ペットボトル粉碎物、ポリエステル繊維・フィルムくず等）を原材料としているため重合工程が不要

というにとどまる（再生品の場合、製造工程中に重合工程はないが延伸工程が必要な点についてはヴァージン品と同じである）。さらに、製造工程に従事する人員なども同一人が交代制で複数の製造ラインを受け持つなど商品にかかわらず代替性がある。

国内産業は、再生品も含め各商品カテゴリーを製造している。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「ヴァージン品と再生品の製造工程上の大きな差異は、重合工程と延伸工程の中の 1 つである重合工程が完全に抜けているという点にある。2 種類の要件のうち 1 つが欠如していれば、たとえ残り 1 種類の工程が共通していても製造工程に大きな違いがあるといえる」との指摘があった。

しかし、再生品の場合は既に市中又は工場内に存在しているペットボトル粉碎物、ポリエスチル纖維・フィルムくず等を原材料としており、この原材料自体が既に重合工程を経ているものであることに着目する必要がある。再生品の場合、既に重合工程を経ている原材料を使用しているため、調査対象貨物を製造するのに再度重合工程を経る必要はなく、他方、調査対象貨物はヴァージン品、再生品とも延伸工程を経て製造されるが、当該延伸工程については、ヴァージン品と再生品との間で特段の差異は認められないことから、両者の製造工程に大きな差異はないといえる。

ある利害関係者より、「物理・化学的特性と製造工程の違いが、最も基本的に検討されるべき重要な事項だといえる」との指摘があった。

しかし、ヴァージン品と再生品の製造工程の違いという基準自体についても、ある供給者からの回答にも記述されているが、重合工程、紡糸工程、延伸工程といった作業工程に細分されている。これらの工程に必要とされる機械設備も各工程の中でも複数ある。さらには、製造工程に従事する人員が重複しているかどうかといった複数の観点があり、複合的観点から判断していくことが不可欠である。ヴァージン品、再生品の差異に関して、重合工程だけでは必ずしも決定的な要素とは言い難いと考えられる。調査当局としては、調査対象貨物の製造工程を、大韓民国供給者や国内生産者からの回答や調査の過程で実際に工場視察をも実施した結果を踏まえ、総合的観点から判断して商品いかんにかかわらず製造工程の共通性があるとの判断を行ったものである〔5 - 5 (a)参照〕。

(c) 調査当局の認定

製造工程〔5 - 5 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 - 6 価格

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

商品カテゴリー別に見た場合、国内生産者（申請者）からの回答においても価格帯に相当部分重なりが認められ、特定の商品カテゴリーについて他の商品カテゴリーと際立った違いがあるわけで

はない。ヴァージン品と再生品別に見ても、ヴァージン品より高価な再生品も、廉価な再生品も共に存在する。

調査対象貨物が差別化の難しい汎用品であることにより、また、利用者は複数の商品を混合して製品加工することが一般的で、異なる種類の商品が同一流通経路に置かれていることにより、各商品は市場においてお互いに価格に影響を与え合う関係があり、市場競合性が認められた。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「再生品の中、ヴァージン品より高価であるものはごく一部の日本再生品生産者が造る一部の再生品に該当することで、殆どの再生品の場合はヴァージン品より顕著に低い価格で販売されているのが現実であり、再生品の中ごく一部に該当する事実をもってこれを一般化したのは重大な過ちを犯した」との指摘があった。

しかし、供給国産再生品の日本国内販売価格帯についても国産品の国内販売価格帯と重なりが認められる。また、調査対象貨物が差別化の難しい汎用品であること、利用者は再生品やヴァージン品も含め複数の商品を混合して製品加工することが一般的であり、異なる商品が同一流通経路に置かれていること〔5 - 4 (a)参照〕、各商品は市場においてお互いに価格に影響を与え合う関係があり、このような市場競合性の高さは、同種の產品の範囲を判断するにあたって重要と考えられる〔5 - 6 (a)参照〕。

(c) 調査当局の認定

価格〔5 - 6 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 - 7 代替性

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

商品カテゴリー別に見た場合、生産者からの回答によれば、各商品カテゴリーは混合して利用されることが多く、各商品カテゴリー間での置換えが認められた。

また、ヴァージン品、再生品、混合品間についても置き換わって使われている。調査対象貨物の利用者に対する質問状の回答によれば、国産レギュラーわたヴァージン品及び大韓民国産レギュラーわた再生品の間において代替可または一部代替可とした回答の割合が 67% を占め、同じく国産レギュラーわたヴァージン品及び台湾産レギュラーわた再生品の間において代替可または一部代替可と回答した割合が 68% を占める等、ヴァージン品と再生品との間の代替性を肯定するものとなっている。また、国産品、大韓民国産品及び台湾産品間の代替性についても、利用者の多くが肯定している。

さらに、調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答によれば、実際に価格要因により国産品と輸入品の切り替えを行ったとの回答があった。

これらの理由から、調査対象貨物全体の代替性が認められる。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「消費者の認識を考慮しなかったのは、考慮しなければならない事項が抜け落ちている」との指摘があった。しかし、調査当局は、〔5 - 7 (a)〕において、必要な分析・検討を行っており、事実誤認であるといえる。調査対象貨物は、「中間製品」であって、直接、消費者の用に帰すものではなく、「一般に小売段階で販売されている場合」(協定第6.12条参照)ではないことから、一般消費者の認識を考慮することは意味をなさず、むしろ、「産業上の使用者」すなわち、調査対象貨物の利用者の認識を考慮すべきものである。

調査当局は、同種の產品の判断にあたり、調査対象貨物の生産者、輸入者に対してのみならず、調査対象貨物の利用者、具体的には、ふとん・クッションを始めとする寝具生産者や、自動車内装資材、土木・建設資材、衣料部材、カーペット製造者を始めとする不織布生産者215者に対して質問状を送付し、171者から回答を得ている〔4参照〕。

上記〔5 - 7 (a)〕の分析の根拠となった情報は、以下のとおりである。本情報は、調査対象貨物の利用者に対する質問状の回答のうち、国産品と大韓民国・台湾産品間の代替性について利用者の認識の分析結果である。

代替可又は一部代替可との回答の割合(%)

		大韓民国産レギュラーわた		台湾産レギュラーわた	
		ヴァージン品	再生品	ヴァージン品	再生品
国産レギュラーわた	ヴァージン品	73	67	83	68
	再生品	67	73	74	63
		大韓民国産レギュラーバイダーわた		台湾産レギュラーバイダーわた	
		ヴァージン品	再生品	ヴァージン品	再生品
国産レギュラーバイダーわた	ヴァージン品	75	64	81	80
	再生品	63	75	70	67
		大韓民国産中空コットンわた		台湾産中空コットンわた	
		ヴァージン品	再生品	ヴァージン品	再生品
国産中空コットンわた	ヴァージン品	68	50	89	64
	再生品	44	50	77	42

(出典) 調査対象貨物の利用者に対する質問状の回答

また、ある利害関係者より、「ヴァージン品と再生品の間の相互互換性(interchangeability)が認められず、再生品はヴァージン品の一方的な代替品(substitute product)であるという事実を立証している。また、混用品の場合に明確であるように、再生品は外見や品質において著しく劣っており、ヴァージン品と代替できなく、ヴァージン品の補充資材としてしか使われていないという事実は、ヴァージン品と再生品の間に相互互換性がないことを示している」との指摘があった。

しかし、生産者、利用者、輸入者からの回答によれば、「ヴァージン品、再生品、混合品間についても置き換わって使われている」との実態が認められた〔5 - 7 (a)参照〕。

再生品については、「多様かつ品質の異なる商品が存在し、黄ばんでいたり黒ずんでいたりするものもある一方、純白に近くヴァージン品と見分けのつかないもの」〔5-3-2(a)（注）参照〕もあることから、ヴァージン品から再生品に置き換わる実態も、また、再生品からヴァージン品に置き換わる実態もあることが認められた。

(c) 調査当局の認定

代替性〔5-7(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5-8 国内産業における取扱い

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

国内産業においては、各商品カテゴリー、ヴァージン品、再生品や混合品は同種のものとして取扱われ、特に異なるものとして取り扱われていない。すなわち、日本化学纖維協会が出版している「纖維ハンドブック」においても、ポリエステル纖維は多くの場合、長纖維と短纖維に二分されるか、又は一つの貨物とされて統計等が集計されており、各商品カテゴリー、ヴァージン品、再生品や混合品といった区分を設けてはいない。

なお、申請書の内容から、国内生産者が各商品カテゴリー、ヴァージン品、再生品や混合品も含めて一つの产品と認識していることは明らかである。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「日本化学纖維協会が出版している纖維ハンドブックに掲載されている分類がまるでヴァージン品生産業者と再生品生産業者の認識を代弁するかのように重きをおいているが、これは、纖維ハンドブック著述者の便宜に過ぎないものであって、生産者の認識を代弁することは言えない」との指摘があった。

しかし、日本化学纖維協会は、日本の化学纖維製造業を代表する協会であって、協会メンバーには再生品を製造しているメーカーも含まれており、纖維ハンドブックの分類は産業界における認識を示す例として有効と考えられる。

ある利害関係者より、「日本に於いて、ヴァージン品業界と再生品業界に二分されておりお互いを区別する認識が業者間に蔓延しているとの事実がある」との指摘があった。

しかし、国内産業は、再生品もヴァージン品も製造しているのが実態であり〔5-5(a)参照〕、指摘のような事実は認められない。

ある利害関係者より、「日本化学纖維協会の会員はヴァージン品生産者で構成され、再生品生産者は会員として加入できない」との指摘があった。

しかし、指摘された事実はなく、また、本指摘はヴァージン品と再生品が同種の产品かどうかという判断については全く関係がないと考えられる。なお、日本化学纖維協会の会員には、帝人株式会社、東洋紡績株式会社といった再生品も製造している企業も含まれていると承知している（日本

化学繊維協会ホームページ参照 <http://www.fcc.co.jp/JCFA/f0-link.html>)。

ある利害関係者より、「生産者だけでなく消費者がどう認識しているかがより重要だといえるにもかかわらず、消費者の認識が抜け落ちているのは重大な欠陥がある」との指摘があった。しかし、〔5 - 7 (b)〕で述べられているように、調査当局は調査対象貨物についての利用者への質問を行つており、利用者の認識を検討した上で判断を行つたものである。

(c) 調査当局の認定

国内産業における取扱い〔5 - 8 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 - 9 関税分類

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

商品の名称及び分類についての統一システム(H S)の品目表は物理的・化学的特性等を基礎において定められた国際的な標準であるところ、本件調査におけるすべての調査対象貨物は、同品目表第 5503.20 号に属し、日本の輸入統計品目番号では 5503.20-010 に該当している。当該分類において、各商品カテゴリー、ヴァージン品、再生品、混合品といった細分は設けられていない。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「関税分類は同種の产品かどうかの判断にあたり考慮されなければならない事項である」との指摘があった。

しかし、調査当局としては、同種の产品の判断にあたり、関税分類が判断要素のひとつになると考えている。関税分類は、商品分類分野の権威や大韓民国を含む各国政府専門家の集まりでもある世界税関機関(W C O)により採択された「商品の名称及び分類についての統一システム(H S)の品目表」に依拠し、物理的・化学的特性等を基礎において定められた国際的な標準であり、関税賦課の検討対象範囲である同種の产品の判断基準として有用なものであることは当然と考える〔5 - 9 (a)参照〕。

ある利害関係者より、「米国政府が 2000 年 5 月に大韓民国及び台湾産ポリエステル短纖維アンチダンピング課税について判断したとき、バインダーは同種の产品ではないと判定した事実に鑑みても、関税分類を重要な判断要素として考慮したのは誤りといわざるをえない」との指摘があった。

しかし、大韓民国産のポリエステル短纖維については米国、 E C 、インド、メキシコ、トルコがアンチダンピング課税を行っているが、バインダーわたを同種の产品でないとしたのはこのうち米国のみである。他方、 E C 等は、現行分類に基づいて同種の产品を定め調査、課税を行っているという事実もある。そして、各国の事例において、再生品をヴァージン品と同種の产品ではないとした例を承知せず、バインダーわたは同種の产品ではないと判定した米国当局においてすら、大韓民国産再生品をヴァージン品と同種の产品として取り扱っている。基本的に、ダンピング調査は各国

の調査当局が自らの判断・責任においてWTO協定整合性を確保しながら実施するものであるが、ある利害関係者の指摘のように類似事案における外国当局の取扱いをも参考にするとすれば、再生品とヴァージン品と同種の产品として取り扱うことが一般的であることは明らかといえる。

同種の产品の判断にあたり、関税分類が判断要素のひとつとして有用であることは、これまでのGATT及びWTOの小委員会報告等を参照するとより明確になると考えられる。例えば、GATT第3条との関係において、日本の酒税パネル報告(1996年6月21日報告、WT/DS8/R、WT/DS10/R、WT/DS11/R)では product's classification in tariff nomenclatures を考慮すべきことが記述されている。本報告の関税分類を考慮すべきとの判断は、上級委員会報告(1996年10月4日、WT/DS8/AB/R)において担保されている。日本のspruce、pine、fir (SPF)材の差別的関税が問題となったときに、パネルは関税上の待遇に関し同種性を主張するときには輸入国の関税分類に基づいて行われるべきと判断している(1989年7月19日採択、L/6470, BISD36S/167)。

また、GATT第1条との関係において、スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税パネル報告(1981年6月11日採択、L/5135, BISD28S/102)において、スペイン政府が未焙煎生コーヒーの関税分類を変更することで関税率格差を生じたことが問題とされたケースにおいて、产品間の同種性を認定する基準として产品の定義の普遍性や他の締約国における慣行などを掲げており、実際に、他のいかなる締約国もタイプの異なるコーヒーに異なる関税率を適用するような仕方で未焙煎コーヒーに対し関税制度を適用していない事実に着目して、スペインの政令によって変更された関税分類に該当するコーヒー豆が同種の产品であると結論付けている。

さらに、同種产品について WTO ダンピング防止協定と同様の規定をもつ補助金及び相殺措置に関する協定における同種产品について扱ったインドネシア国民車構想パネル報告(1998年7月2日報告、WT/DS54/R、WT/DS55/R、WT/DS59/R、WT/DS64/R)においても、上記酒税パネル(上級委員会報告)の見解が引用されている。

(c) 調査当局の認定

関税分類〔5 - 9(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 - 10 結論

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

本件調査における調査対象貨物は、市場のニーズに応じ、多様な機能をもった商品群を形成しているものの、基本的な物理的・化学的特性(PETを主成分とし、特定の纖度、カット長を有していること)は同じであり、用途、流通経路、製造工程、価格、代替性、国内産業の取扱い、関税分類の点も考慮した結果、同種の产品と判断した。このことは、国産品、大韓民国産品、台湾産品、また、各商品カテゴリー、ヴァージン品、再生品、混合品を問わない。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「ヴァージン品と再生品は 6 種類の全ての考慮要素において顕著な差異が現れているためお互いに異なる产品としてみるべき」との指摘があった。しかし、以上の 5 に関する反論に対する検討を行った結果、ヴァージン品と再生品を同種の产品とすることは協定第 2.6 条に整合している。

(c) 調査当局の認定

結論〔5 - 10 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

6 ダンピングの事実

ダンピング(不当廉売)の事実について、以下のとおり判断した(ダンピングの事実に関する調査対象期間:2000年4月から2001年3月)

6 - 1 ダンピングマージン率の原則的算定方法

(a) 重要事実の開示時における調査当局判断

[3 - 2]で示したとおり、調査当局としては、調査対象期間中に日本への調査対象貨物の輸入実績のあったと考えられる者に、「供給者に対する質問状」を送付した。

当該質問状について提出された回答書の数値について、調査当局が現地調査を行うことができ、供給者が保有している記録に基づいて算定されているなど数値の正確性について検証できた場合には、協定第2条の規定並びに関税定率法第8条第1項及び政令第2条の規定に基づき、回答を提出した供給者ごとに、ダンピングマージン率を算定することとした。

6 - 1 - 1 同種の產品の供給国における販売数量の確認及び正常価額算定にかかる市場の決定

個別にダンピングマージンを算定されるべき大韓民国供給者5者については、供給者に対する質問状に対する回答書記載のデータ及び現地調査の結果を踏まえ、いずれも大韓民国国内市場において、正常価額を算定するに十分な同種の產品の国内販売実績があった(注)ことから、これら供給者の正常価額については原則としてこれら供給者の国内販売実績に基づくものとし、第三国市場向け販売を基礎とする正常価額は算定しないこととした。

(注)協定第2.2条注〔footnote 2〕では、輸出国内市場における販売が輸入国への販売の5%以上である場合には正常価額の決定に十分な量であるとみなす旨規定している。これら5者の国内販売量はいずれもこの基準を上回っていた。

6 - 1 - 2 輸出価格と正常価額の比較に用いられる品種(サブカテゴリー)の分類

輸出価格と正常価額の比較は同種の產品間で行われるが、同種の產品ではあってもその中で特性や機能により種々の差異が存在する。協定第2.4条に基づき、輸出価格と正常価額の比較に影響を及ぼす差異を調整し、もって公正な価格比較を可能とする観点から、調査対象貨物(同種の產品)の中でも、日本向け輸出販売と輸出国の国内販売とで対応する品種(サブカテゴリー)を比較するため、以下の基準(クライテリア)を使用して同種の產品の中でのサブカテゴリーを特定した。当該サブカテゴリーの分類は供給者に対する質問状の中で供給者自身によって行いこれを回答するよう求めている。

- (1)纖維の構造(単一成分、コンジュゲート、バインダー等の別)
- (2)原材料の種類(ヴァーチン、リサイクル[再生品]、混合品の別)
- (3)纖維の断面(中実、中空の別)
- (4)表面加工(シリコン加工、他の表面加工の有無)

また、上記クライテリアにより同じサブカテゴリーに分類される产品であっても、供給者が当該サブカテゴリーの中で更に商品グレード（例えばAグレード、Bグレード等）により差異が存在するとする場合には、そうした差異も加味して価格比較を行うこととした。

6 - 1 - 3 公正な価格比較のための調整

協定第2.4条に基づき、上記のサブカテゴリー分類による差異の調整に加えて、輸出価格と正常価額の公正な比較を行うための調整を行った。輸出販売及び国内販売のいずれも最終需要者又は流通（卸売り）業者になされており、販売によって商取引の段階に相違が見られたが、いずれの市場向けについても販売経路に差はなく、また供給者の果たす機能はかかる相違によっては異なるところはないため、商取引の段階にかかる調整は行わなかった。輸出販売はC I F、C & F又はF O B価格で、国内販売は需要家渡し価格又は工場渡し価格（工場出荷段階価格）で行われたことから、輸出価格及び正常価額を算定する際には、必要に応じて運賃や諸掛かり、保険料、販売手数料、数量割引・リベート、関税還付額等について調整を行うことによりいずれも工場出荷段階（工場渡し）に取引レベルを揃えることとした。さらに、通貨の変換が必要な場合には、原則として供給者より提出された販売日における為替レートを使用して変換することとした。

6 - 1 - 4 販売日

日本向け輸出についてはインボイス日又は船積日を、国内販売についてはインボイスが存在しないため、インボイスと同様の役割を持つ税金計算書の日付又は取引明細書の日付をそれぞれ販売日として用いることとした。

6 - 1 - 5 コスト割れ販売の検証（コストテスト）

国内販売取引が正常価額算定に使用しうるか否か（通常の商取引か否か）を判別するため、各品種（サブカテゴリー）ごとに、各個別取引の工場出荷段階販売価格と工場出荷段階における原価（以下「コスト」という。）とを比較し、前者が低ければこれをコスト割れ販売として、通常の商取引でないものとみなすこととした。

工場出荷段階販売価格については、正常価額の部分で後述する〔6 - 1 - 6〕が、個別のグロス販売価格から、必要な場合には、国内運賃、国内保険料及びその他の国内輸送費を控除して求めた（但し、国内運賃以外は回答各者とも発生していなかった）。

コストについては、サブカテゴリーごとに、1年間の直接原材料費、直接労務費、直接経費、間接原材料費、間接労務費及び間接経費（以上が「生産費」）に一般経費（但し、一般経費中の販売費のうち輸送費は控除）を加え、これを生産数量（又は販売数量）で加重平均して1kg当たりのコストを求めた。

協定第2.2.1条及び注〔footnote 4, 5〕に基づき、調査対象期間中、サブカテゴリーごとに販売数量において「20%以上」がコスト割れ販売であった場合には、当該コスト割れ販売が「相当な量」

でなされたものとして、これを無視し、残りの販売を基礎として正常価額を算定することとした。また、コスト割れ販売が20%未満の場合には、当該コスト割れ販売も正常価額算定の基礎に含めることとした。

なお、各サブカテゴリーについて、日本向け販売に対応する国内販売がすべてコスト割れ販売であった場合、又は対応するサブカテゴリーの国内販売が存在しなかった場合には、構成価格を算定してこれを正常価額とすることとした。

6 - 1 - 6 国内販売価格に基づく正常価額

供給者より回答のあった輸出国内販売のうち、日本向けに輸出されたサブカテゴリーに対応するサブカテゴリーにかかるものについて、コストテストの結果、通常の商取引とみなされた取引にかかる国内グロス販売価格を正常価額算定の基礎として用いた。国内グロス販売価格は需要家渡し価格又は工場渡し価格（工場出荷段階価格）で報告されたため、必要な場合には、国内販売取引ごとに、国内運賃を控除して工場出荷段階国内販売価格を算定した。国内保険料及びその他の国内輸送費は報告されなかった。梱包費用については、調査対象貨物の生産工程と不可分であることからコストに含められるべきものであり、また国内販売と輸出販売で梱包形態・方法に差異はないため、工場出荷段階国内販売価格算定においては何らの調整も行わなかった。こうして算定した工場出荷段階国内販売価格をサブカテゴリーごとに販売数量で加重平均することにより、サブカテゴリーごとの正常価額を算定した。

6 - 1 - 7 構成価格に基づく正常価額

日本に輸出されたサブカテゴリーに対応するサブカテゴリーのうちいくつかについては、輸出国内市場で販売されていないか、又は輸出国内市场における販売がすべてコスト割れであったため、これらのサブカテゴリーにかかる正常価額には構成価格を用いた。

構成価格はコストと通常の利潤からなる。コストについてはコストテストにおいて使用したもの〔6 - 1 - 5 参照〕を用い、通常の利潤に関しては、協定第 2.2.2 条の規定に従って実際の販売にかかる情報を基礎とすることとし、具体的には、当該企業による同種の產品（全てのサブカテゴリー）にかかる国内販売のうち通常の商取引のもの（コスト割れ販売を除いたもの）から得た加重平均利潤額を用いることとした。

6 - 1 - 8 日本向け輸出価格の算定

各供給者より回答のあった日本向けグロス輸出価格は C I F、C & F 又は F O B 価格等で報告されたため、日本向け輸出取引ごとに、必要な場合には、これらグロス輸出価格から海上運賃、海上保険料、荷役費用及び国内運賃を控除し、また輸出国における原材料の関税払戻し額を加算することにより、工場出荷段階輸出価格を算定した。梱包費用については、調査対象貨物の生産工程と不可分であることからコストに含められるべきものであり、また、国内販売と輸出販売で梱包形態・

方法に差異はないため、工場出荷段階輸出価格算定においては何らの調整も行わなかった。こうして算定した工場出荷段階輸出価格をサブカテゴリーごとに輸出数量で加重平均することにより、サブカテゴリーごとの輸出価格を算定した。

なお、通貨単位の換算が必要な場合には、販売日の輸出国中央銀行公示レート又は供給者の取引先銀行が供給者に文書で示したレートにより換算した。大韓民国の供給者の場合は他通貨（米国ドル又は日本円）から大韓民国ウォンに、台湾の場合は他通貨（米国ドル）から台湾ドルに直接換算した。

6 - 1 - 9 ダンピングマージン及びダンピングマージン率の算定

まず、サブカテゴリーごとに、上記〔6 - 1 - 6〕及び〔6 - 1 - 7〕で得られた正常価額と〔6 - 1 - 8〕で得られた輸出価格とを比較してダンピングマージンを算定した。ダンピングマージン率については、協定第5.8条においてダンピング価格差は僅少であるものか否かを判断する際には、ダンピングマージンは輸出価格に対する百分率で表示するものとされていることから、サブカテゴリーごとに算定されたダンピングマージンを輸出価格で除してダンピングマージン率を算定した。こうして算定したサブカテゴリーごとのダンピングマージン率を輸出数量で加重平均することにより、供給者ごとに、調査対象貨物として1つのダンピングマージン率を算定した。

6 - 1 - 10 C I F条件ベースのダンピングマージン率

我が国における輸入貨物の課税標準となる価格は原則としてC I F価格であること（関税定率法第4条参照）から、〔6 - 1 - 9〕で僅少でないダンピングマージン率が算定された供給者については、〔6 - 1 - 9〕でのダンピングマージン率とは別に、C I F価格に対する百分率で表したダンピングマージン率も算定することとした。サブカテゴリーごとに上記〔6 - 1 - 9〕で算定されたダンピングマージンをサブカテゴリーごとのC I F価格で除し、サブカテゴリーごとのダンピングマージン率を算出した上で、サブカテゴリーごとの輸出数量で加重平均して、供給者ごとに、調査対象貨物としての1つのC I F条件ベースのダンピングマージン率を算定した。

当該算定に用いたC I F価格は以下の通り算出した。すなわち、日本向けグロス輸出価格はC I F、C & F又はF O B価格等で報告されたため、日本向け輸出取引ごとに、必要な場合には、これら報告されたグロス輸出価格に海上運賃、海上保険料を加算することによりC I F価格ベースに調整し、これをサブカテゴリーごとに輸出数量で加重平均することによってサブカテゴリーごとのC I F価格を算定した。なお、海上運賃及び海上保険料については、回答企業の日本向け輸出にかかる海上運賃及び海上保険料の加重平均値を用いた。

6 - 1 - 11 不当廉売関税の税率

我が国における輸入貨物の課税標準となる価格は原則としてC I F価格であること（関税定率法第4条参照）及び関税定率法別表に定められている関税（従価税）が、小数点以下第1位までとな

っていることから、ダンピングマージン率の原則的計算方法によって導き出されたC I F条件ベースのダンピングマージン率に関し、小数点第2位以下を切り捨てたものを不当廉売関税の税率とすることが相当であるとの結論に至った。

(b)(c) 反論とその検討及び調査当局の認定

ダンピングマージン率の原則的計算方法〔6-1-1から6-1-10〕に関し、重要事実開示後に特に反論も無いことから、調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

6-2 大韓民国供給者についてのダンピングマージン率

6-2-1 大韓民国供給者の証拠等の提出状況とダンピングマージン率の算定方法

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

サムヨン・シンセティックス・カンパニー・リミテッド(SAM YOUNG SYNTHETICS CO., LTD.) デヤン・インダストリアル・カンパニー・リミテッド(DAE YANG INDUSTRIAL CO., LTD.) ソンリム・カンパニー・リミテッド(SUNG LIM CO., LTD.) ヒュビス・コーポレーション(HUVIS CORPORATION) 及びサムフン・カンパニー・リミテッド(SAMHEUNG CO., LTD.) については、十分な回答が得られ、現地調査を行ったことから、回答に基づき個別に上記原則的算定方法〔6-1から6-1-9〕によりダンピングマージン率を算定した。一部の供給者については、提出された回答の一部が不正確であったため、調査当局の知ることができた情報で補完しつつ、上記原則的算定方法によりダンピングマージン(及び不当廉売関税の税率)を算出した。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、ある供給者のダンピングマージン算定方法に関連し、「調査当局が知ることができた情報で補完するためには、合理的な相当期間内に調査当局が求めた資料が提出されなかつた場合に局限しなければならない」との指摘があった。

しかし、調査当局は、当該供給者に対しても2001年5月31日付で供給者に対して「調査対象貨物の輸出国における生産者及び輸出者に対する質問状」を送付している。当該供給者からは日本向け輸出取引の情報が送付されたが、国内取引については回答がなく、製造コストデータはサブカテゴリーごとのものとなっておらずダンピングマージンを算定するには不十分なものだった。調査当局は「大韓民国及び台湾産ポリエステル短纖維の一部に係るダンピング調査のための質問状への回答依頼について」を当該供給者に対しても送付した。当該供給者から「国内販売データ、製造コストを作成するのは困難」と連絡があり、調査当局は、「不足しているデータが提出されないと入手した情報で対応する場合がある」旨回答した。当該供給者から国内取引データが送付してきた。調査当局は、「大韓民国及び台湾産ポリエステル短纖維の一部に係るダンピング調査のための質問状への貴社からの回答について」を送付しコストデータの不十分な点を補足するよう要請した。当

該供給者から製造コストデータについての回答が送信されてきた。当該供給者より現地検査を受けることについて同意を得た。調査当局は「調査・検証のアウトライン（輸出国の生産者及び輸出者向け）」を送信し検証項目を具体的に示した。当該供給者から、「会社の規模や従業員の能力をもつてしては調査検証のアウトラインに対応できない」旨連絡があった。調査当局は、「現地調査にかかるアジェンダの重点部分」を送信し、当該供給者の要望を考慮しその負担を極力軽減すべく「調査検証のアウトライン」のうち重点的に検証すべき項目を具体的に示した。調査当局は、当該供給者の同意を得て現地調査を実施し、具体的にコストデータのうちどの点に問題があるのかを伝え、反証の機会を与えると共に証拠として採用するには困難な箇所を伝えた上で、入手した情報によりダンピングマージン率を算定することもありうる旨伝えた。調査当局は、「大韓民国及び台湾産ポリエスチル短纖維の一部に係るダンピング調査のための質問状への回答の一部の証拠不採用について」を送付した。これらの過程において再三、調査対象貨物に係るデータの提出を明示的に要請し、説明の機会を与えており、それでもなお、ある利害関係者から情報の提供が無い又は不十分であった点に限り、調査当局の知ることができた情報で補完したものであって〔6-2-1(a)参照〕、協定に整合した手続を踏んでいる。

また、最終決定前の重要事実開示文送付後に、ある利害関係者より、反論及び資料の提出があった。しかし、調査当局が再三にわたり提出を求めていたもので現地調査までに提出することが可能であったものであるとともに、提出された数値の正確性に疑問があり、既に提出されていたデータとの齟齬も認められ、検証困難であると認められたことから、証拠としての採用は困難である旨の文書を送信（及び送付）した。

更に、ある利害関係者より、一部の供給者は、調査対象期間中に複数の会社が現物出資により営業の一部を譲渡し新たに設立した会社であるため、当該供給者設立前の資料も含めて不当廉売の有無を認定すべきとの反論があった。しかし、当該供給者は調査対象期間中、相当程度の期間、調査対象貨物の生産・販売を行っており、また、営業譲渡を行った会社は別の会社として存続しており、これらの者の間での事業の継続性を検証することは困難なことから、新設会社（当該供給者）の提出資料のみで不当廉売の有無を認定することが適正であると認められた。

(c) 調査当局の認定

大韓民国供給者の証拠等の提出状況とダンピングマージン率の算定方法〔6-2-1(a)参照〕への取扱いに関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

6-2-2 算定の結果

その結果、サムヨン・シンセティックス・カンパニー・リミテッド（S A M Y O U N G S Y N T H E T I C S C O . , L T D .）デヤン・インダストリアル・カンパニー・リミテッド（D A E Y A N G I N D U S T R I A L C O . , L T D .）ソンリム・カンパニー・リミテッド

(SUNG LIM CO., LTD.) ヒュビス・コーポレーション(HUVIS CORPORATION)の4者についてはダンピングの事実はないと認められた。

また、サムヨン・シンセティックス・カンパニー・リミテッド(SAM YOUNG SYNTHETICS CO., LTD.)については、更に、ジャンウォン・ケミカル・ファイバー・カンパニー・リミテッド(JANGWON CHEMICAL FIBER CO., LTD.) セファ・テキスタイル・カンパニー(SAEHWAN TEXTILE CO.) ドンサン・インダストリー・カンパニー・リミテッド(DONG SAN INDUSTRY CO., LTD)から仕入れ、日本に輸出している調査対象貨物についても不当廉売の事実は認められなかった。

サムフン・カンパニー・リミテッド(SAMHEUNG CO., LTD.)の輸出価格ベースでのダンピングマージン率は6.65%と算定され、これは協定第5.8条に照らして僅少ではないものと認められた。そこで、〔6-1-10〕により、CIF条件ベースでのダンピングマージン率を算定したところ6.03%であった。

サムフン・カンパニー・リミテッド(SAMHEUNG CO., LTD.)については、〔6-1-11〕及び〔6-2-1〕により不当廉売関税の税率は6.0%と算定されるところ、これが相当であるとの結論に至った。

6-2-3 上記5者以外の大韓民国供給者についてのダンピングマージン率

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

協定第6.8条によれば、利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報を提供しない場合は、調査当局が知ることができた事実に基づいて決定を行うことができる旨規定されている。調査当局としては、調査対象期間中に日本への調査対象貨物の輸入実績の認められたすべての者に対して「供給者に対する質問状」を送付したが、上記回答5者〔6-2-1(a)参照〕以外の大韓民国供給者については、2002年3月に調査当局により回答を促した(同時に「供給者に対する質問状」も再送した)にも関わらず、未回答又はダンピングの事実の有無を認定するには不十分な回答内容であった。これは協定第6.8条に規定する場合に該当することから、調査当局は知ることができた事実によりダンピングマージン率を算定した。

大韓民国の、供給者に対する質問状に対して未回答又は回答不十分な供給者からの調査対象貨物にかかる輸入通関実績について、調査当局の知ることができた範囲で、繊維の構造、繊維の原材料の種類及び繊維の断面により、いくつかのサブカテゴリーに区分した。正常価額については、対応するサブカテゴリーごとに、回答5者〔6-2-1(a)参照〕が輸出国内で販売した取引であって通常の商取引のもの(コスト割れ販売でないもの)の工場出荷段階国内販売価格を用いて正常価額を算定した。また、輸出価格について、輸入通関実績がCIF、C&F又はFOB価格であるため、取引ごとに、必要な場合には、知ることができた情報(注)に基づく海上運賃、海上保険料、荷役費用及び輸出国内運賃を控除し、また、原材料にかかる関税払戻額を加算して、工場出荷段階の輸出価格を求め、これを輸入数量で加重平均することにより、サブカテゴリーごとの工場出荷段階輸

出価格を算定した。この場合、通貨換算が必要な場合は、韓国銀行（大韓民国の中央銀行）が公表している大韓民国ウォンと他の通貨との1日ごとの為替レートを、取引ごとの販売日を基準として適用した。サブカテゴリーごとに正常価額と輸出価格のマージン（価格差）を求め、これを輸出価格で除してダンピングマージン率を算定したところ、14.75%であり、僅少とはいえないものと認められた〔6-1-9参照〕。

また、輸出価格ベースのダンピングマージン率が僅少ではなかったと認められたことから、CIF条件ベースでのダンピングマージンも算出した。具体的には、〔6-1-10〕の方法と同様に、サブカテゴリーごとに算定されたダンピングマージンをサブカテゴリーごとのCIF価格で除すことにより、サブカテゴリーごとのCIF条件ベースのダンピングマージン率を算定した。こうして得たサブカテゴリーごとのCIF条件ベースのダンピングマージン率を輸入通関実績による輸入量で加重平均することにより、未回答又は回答不十分供給者にかかるCIF条件ベースのダンピングマージン率を算定したところ、13.51%であった〔6-1-10参照〕。

（注）知ることができた情報として回答企業5者の日本向け輸出にかかる海上運賃、海上保険料等の費用の加重平均値を用いた。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「未回答又は回答不十分な大韓民国の供給者を2種類のカテゴリーで分け、ヴァージン品供給者の場合は、供給者A及び供給者Bの資料を適用し、再生品供給者の場合は供給者C、供給者D、供給者Eの平均値を適用してダンピングマージンを計算しなければならないと考えられることからダンピングマージン率は算定し直されるべき」との指摘があった。

しかし、調査当局は、未回答又は回答不十分な供給者に対するダンピングマージン算定にあたっては、輸出価格に関し、「輸入通関実績について調査当局の知ることができた範囲で、纖維の構造、纖維の原材料の種類及び纖維の断面によりいくつかのサブカテゴリーに区分」〔6-2-3(a)及び6-1-2参照〕している。具体的には、ヴァージン品（ヴァージン品については知り得る範囲でさらに細分したサブカテゴリーに区分）と再生品とを区分して工場出荷段階輸出価格を算定している。他方、正常価額算定あたっては、ヴァージン品については供給者A及び供給者Bの該当するサブカテゴリーの工場出荷段階国内販売価格を、また、再生品については、供給者C、供給者D、供給者Eの工場出荷段階国内販売価格を加重平均した上で、再生品としての工場出荷段階国内販売価格を算定している。このように算定されたサブカテゴリーごとの正常価額から輸出価格を差引くことでサブカテゴリーごとのダンピングマージンを算定した上で、これらサブカテゴリーごとのダンピングマージン率を輸入量で加重平均することにより、未回答又は回答不十分な供給者のダンピングマージン率を算定したものである〔6-2-3(a)参照〕。

従って、当該利害関係者の指摘に沿ったダンピングマージン率算定方法になっていると考えられる。

(c) 調査当局の認定

未回答又は回答不十分な供給者の不当廉売関税率算定〔6-2-3(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

未回答又は回答不十分な供給者については、〔6-1-11〕により不当廉売関税の税率は13.5%と算定されるところ、この税率が相当であるとの結論に至った。

6-3 台湾供給者についてのダンピングマージン率

6-3-1 台湾供給者の証拠等の提出状況及びダンピングマージン率についての算定方法

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

南亞塑膠工業股份有限公司、遠東紡織股份有限公司及び新光合成纖維股份有限公司の3者については、回答を出したものの、その回答の正確性を確認するために調査当局が現地調査の申し出をしたところこれを拒否した。調査当局は、3者の回答中、輸出価格に関するデータについては輸入通関実績と照合することにより正確性の確認に努めたが、殆どすべてのデータについて現地調査を行わずに正確性を確認することは困難であった。なお、調査当局は、2002年5月9日に、現地調査に代わる証拠の提出等を3者に求めたが、回答の正確性を裏付ける何らの証拠等は提出されていない。

3者が現地調査を拒否したことは、協定第6.8条にいう、利害関係者が必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に当ることから、調査当局は、供給者に対する質問状に対する3者の回答に基づき個別にダンピングマージンを算定することは不相当であると判断し、「知ることができた事実」に基づいて認定を行うこととした。

「知ることができた事実」としては、3者から提出された回答の数値をできるだけ利用することとした。また3者はすべて現地調査を拒否しているため、3者の回答を一括して用いて算定したダンピングマージンを3者に一律に適用することとした。具体的には、3者の回答を一括して用い、3者が日本に向けて輸出した調査対象貨物を〔6-1-2〕の方法によりサブカテゴリーに区分した（各者からの回答によれば、それぞれ異なる原材料を使用していることから、3者間で重複するサブカテゴリーはなかった）。その上で、〔6-1-3〕から〔6-1-8〕の方法により、サブカテゴリーごとの正常価額及び輸出価格を算定した。これらの価格を比較し、その差額を輸出価格で除することにより、サブカテゴリーごとのダンピングマージン率を算定した。こうして得られたサブカテゴリーごとのダンピングマージン率を3者の輸出量合計に対するサブカテゴリーごとの輸出量の割合により加重平均し、3者に対して一律の輸出価格ベースのダンピングマージン率を算定したことろ11.00%であり、僅少でないものと認められた。そこで、〔6-1-10〕の方法によりCIF条件ベースのダンピングマージン率を算定したところ、10.31%であった。

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、現地調査を拒否している供給者については、回答の資料は一切用いるべきではなく、調査当局が知ることができた事実により認定すべきとの反論があった。しかし、当該供給者の回答の正確性は完全には検証できなかったものの、調査当局が知ることができた最善の情報として、これらを一括して用いて平均的なダンピングマージン率を算定することが、最も適当なものであると判断された。

(c) 調査当局の認定

台湾供給者の証拠の提出状況など〔6-3-1(a)〕に関し、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

南亜塑膠工業股份有限公司、遠東紡織股份有限公司及び新光合成纖維股份有限公司の3者については、〔6-1-11〕により不当廉売関税の税率は10.3%と算定されるところ、これが相当であるとの結論に至った。

6-3-2 上記3者以外の台湾供給者についてのダンピングマージン率

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

調査当局より送付した「供給者に対する質問状」に対し、調査対象期間中、日本への輸出実績ありと回答した6者のうち、上記3者以外の台湾供給者については、調査当局が2002年3月に回答をするよう促したにも関わらず、ダンピングの事実を認定するには不十分な回答内容であった。協定第6.8条及び附属書IIによれば、情報が妥当な期間内に提供されない場合は、調査当局が知ることができた事実に基づいて決定を行うことができる旨規定されている。調査当局としては、不十分な回答しか提出していない供給者については、知ることができた事実として、回答を出した上記3者のダンピングマージン率を用いることとした。これら3者からの調査対象貨物の輸入量は、輸入通関実績によれば、台湾からの調査対象貨物の輸入量全体の96%程度を占めることから、これを全体とみなして差し支えないものと判断され、また、協定附属書II.7を踏まえ、これら3者のダンピングマージン率〔6-3-1〕を用い、輸出価格ベースで11.00%であり、僅少でないものと認められ、CIF条件ベースで10.31%とした〔6-1-9、6-1-10参照〕。

(b) (c) 反論とその検討及び調査当局の認定

他の台湾供給者のダンピングマージン率に関し〔6-3-2(a)〕、重要事実開示後、特に反論はなく、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

〔6-1-11〕により上記3者以外の台湾供給者についての不当廉売関税の税率は10.3%とされるところ、これが相当であるとの結論に至った。

7 本邦の産業の実質的な損害

ダンピングされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業（ダンピングされた輸入品と同種の产品を生産している本邦の産業。以下、「国内産業」という。）に与えた実質的な損害の事実（以下、「損害の事実」という。）について、国内生産者及び輸入者から提出された証拠等に基づき、以下のとおり判断した（損害の事実に関する調査対象期間：1998年4月1日から2001年3月31日）。

7 - 1 国内産業

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

政令第4条及び協定第4.1条に基づき、「国内産業」については、申請者、すなわち、帝人株式会社、東レ株式会社、株式会社クラレ、東洋紡績株式会社及びユニチカファイバー株式会社(注)の5者とした。

これは、当該5者を除く同種の产品の国内生産者からの回答により入手できた損害の指標に関するデータは不十分であり、これらのデータを含めた場合、協定第3.4条に示されている指標について適切な評価を行うことができないためである。

さらに、当該5者の同種の产品の生産量の合計が国内総生産量に占める割合は、「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に規定する50%を大きく上回るものであり、かつ、協定第4.1条における「国内総生産高の相当な部分」を占めていると認められる。

(注)調査の結果、ユニチカファイバー株式会社については、ユニチカファイバー株式会社、日本エスティル株式会社、ユニチカ株式会社の3社間において、資本的結合、人的結合があり契約等による長期的、安定的な生産の分業が行われているため、当該3社を1つの企業集団とみなした。

	1998年度	1999年度	2000年度
5者生産量合計 (国内総生産量に占めるシェア)	73,882トン (75.0%)	71,287トン (69.7%)	75,664トン (70.9%)
国内総生産量	98,464トン	102,216トン	106,776トン

(注)上記同種の产品の生産量については国内生産者からの回答に基づき算定した。回答のあった17者のうち、同種の产品の生産実績有りと回答した12者の生産量の合計を国内総生産量とした。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「アンチダンピング提訴した5者のデータだけを用いて産業の実質的な損害を分析・判断したのは結論を深刻に歪曲するような恣意的な分析対象データの選択である」との指摘があった。

しかし調査当局が、当該5者のデータを用いて損害を分析したのは、他の国内生産者からの回答により入手できたデータが損害の指標の全てについて完全なものでなく、これらのデータを含めた場合、協定第3.4条に示されている指標について適切・公正な評価を行うことができないと判断し

たためであって、歪曲したものではない。かつ、当該 5 者の同種の产品的生産量合計が国内総生産量に占める割合は、50%を大きく上回るもので協定第 4.1 条における「国内総生産高の相当な部分」を占めているものと認められた〔7 - 1 (a) 参照〕。

ある利害関係者より、「ダンピング輸入再生品と、ダンピング輸入ヴァージン品を区分せず、これらをすべてを一括して一緒にヴァージン品を生産するダンピング提訴 5 者に及んだ影響を分析することは誤りである」との指摘があった。しかし調査当局は、再生品とヴァージン品は同種の产品〔5 参照〕で検討結果をみると本項で論じる必然性はなく一括して影響を分析することが妥当である。

(c) 調査当局の認定

産業の実質的な損害（総論）〔7 - 1 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 2 ダンピング輸入の影響

7 - 2 - 1 大韓民国及び台湾からの輸入の累積

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

協定第 3.3 条に基づき、次の点から、大韓民国及び台湾からのダンピング輸入の及ぼす影響を累積的に評価するものとする。

7 - 2 - 1 - 1 大韓民国・台湾ともダンピングマージン率が僅少とは言えず、かつ、2000 年度の調査対象貨物の総輸入量のうちで、大韓民国からのダンピング輸入量は 32%、台湾からのダンピング輸入量は 42%を占めており、無視できるものではない。

() 内は総輸入量に占めるシェア

	2000 年度
大韓民国からのダンピング輸入量	2,821 トントン(32.4%)
台湾からのダンピング輸入量	3,644 トントン(41.9%)
調査対象貨物総輸入量	8,705 トントン(100%)

(出典) 輸入量の算定については〔7 - 2 - 2 - 1〕の(注) 参照。

7 - 2 - 1 - 2

調査対象貨物は、製造に使用される原材料、製造工程及び設備、並びに最終用途につき、大韓民国及び台湾からの輸入品同士及び国産品と輸入品との間で大きな差異はなく、基本的な物理的・化学的特性及び用途は同じであること、輸入者、利用者に国産品と輸入品は代替可能と認識されていること、国産品と輸入品の流通経路に大きな違いが見られないこと、生産者、輸入者、利用者からの回答から、大韓民国及び台湾からの輸入品同士及び国産品と輸入品との間に競合があつたと認められることから、国産品と輸入品との間及び輸入品同士の間で競合状態にある。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「輸入品相互間の競争状況をみると、大韓民国再生品は台湾産ヴァージン品と競争していないから、大韓民国産再生品と台湾産ヴァージン品を累積したのは間違っており、また、大韓民国産再生品は日本産ヴァージン品と競争していないから、大韓民国再生品を、日本産ヴァージン品と競争している台湾産ヴァージン品と累積したのは誤りである」との指摘があった。

しかし、調査当局は、「輸入品相互間の競合状態」等所要の検討項目〔7-2-1-2〕についても同種の產品〔5参照〕の検討結果を踏まえて、〔7-2-1(a)〕において、「輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当である」(協定第3.3条)と決定しているものである。

(c) 調査当局の認定

輸入の累積〔7-2-1(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-2-2 ダンピング輸入量

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

7-2-2-1 調査対象貨物の累積されたダンピング輸入量は、1998年度から2000年度で38.8%増加した。また、大韓民国及び台湾からのダンピング輸入量の合計が内需に占める割合は、1998年度の5.9%から2000年度の7.8%へ増加しており、相対的に増大しているものと認められた。

大韓民国及び台湾からのダンピング輸入量並びに国内需要量（内需）

	1998年度	1999年度	2000年度	98-2000年度 変化率
ダンピング輸入量合計 (内需に占めるシェア)	4,659トン (5.9%)	9,466トン (11.3%)	6,465トン (7.8%)	+38.8% (+1.9ポイント)
大韓民国産品 (同シェア)	2,401トン (3.0%)	5,878トン (7.0%)	2,821トン (3.4%)	+17.5% (+0.4ポイント)
台湾産品 (同シェア)	2,259トン (2.9%)	3,589トン (4.3%)	3,644トン (4.4%)	+61.3% (+1.6ポイント)
国内需要量（内需）	79,105トン	84,083トン	82,702トン	+4.5%

(注) 調査対象貨物の輸入量に関しては、輸入通関実績に基づき算定し、ダンピングの事実がないと認められた大韓民国供給者(4者)からの輸入はダンピング輸入に算入せず、非ダンピング輸入に算入している。

国内需要量（内需）は、同種の產品に係る国内産業の国内総販売量及び自家消費量（国内産業5者の回答に基づくもの）と全世界からの調査対象貨物輸入量の合計により算定した。

7-2-2-2 なお、ダンピング輸入量は2000年度に対前年度比31.7%減となっている。しかし、

ダンピング輸入による国内産業の実質的な損害を認定する上で、ダンピング輸入量が調査対象期間を通じて恒常に増加していることが必要となるものではなく、2000年度のダンピング輸入量は1998年度のダンピング輸入量と比べて依然として高水準である。また、本件調査対象貨物の価格競合性は高く、輸入品(大韓民国産、台湾産)と国産品とは流通経路が同じで、混合して使用されることが少なくないため、両者に価格差があれば、国産品価格は安い輸入品価格に引きずられて下落する傾向があること等が調査により確認されていることから、損害の認定に当っては、これらを総合的に判断したものである。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「ダンピング輸入量を再生品とヴァージン品を区分して分析しなければならなかった」との指摘があった。

しかし、再生品とヴァージン品とは同種の产品と認められる以上〔5参照〕一括してダンピング輸入量を分析することは妥当である。

(c) 調査当局の認定

ダンピング輸入量〔7-2-2(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-2-3 ダンピング輸入が価格に及ぼす影響

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

ダンピング輸入の同種の产品の国内販売価格への影響について、調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状への国内産業5者からの回答に基づく調査対象期間中の国産品の日本国内販売価格の加重平均価格と、調査対象貨物の輸入者に対する質問状への回答に基づく調査対象期間中の大韓民国及び台湾産品の日本国内販売価格の加重平均価格を比較したところ、ダンピングされた輸入品の国内販売価格は国産品の国内販売価格を常に下回っており、価格差も相当程度存在していることが認められた。

また、調査対象貨物間の競合状況を踏まえると大韓民国、台湾からのダンピング輸入との競争により国産品価格が下がってきてているものと認められた。

国産品、大韓民国産品、台湾産品の日本国内販売価格

	1998年度	1999年度	2000年度	98-2000年度 変化率
国産品	200.6 円/kg	185.3 円/kg	175.1 円/kg	12.7%
大韓民国・台湾産品加重平均	149.6 円/kg	135.4 円/kg	136.1 円/kg	9.0%
大韓民国産品	137.1 円/kg	120.1 円/kg	113.7 円/kg	17.0%
台湾産品	158.4 円/kg	138.8 円/kg	138.9 円/kg	12.3%

(注) ダンピングの事実が認められなかった大韓民国供給者 4 者からの輸入品販売データは控除した。

リベート値引き後の実質販売価格を使用した。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「日本産ヴァージン品と競争していない大韓民国産再生品を含めたのはアンダーカッティングの規模を恣意的に膨らまそうとする (inflate) 意図から出発して結果的に実際より大きいアンダーカッティングがあるように見せている」との指摘があった。

しかし、再生品とヴァージン品とは同種の产品と認められ〔5 参照〕両者は代替・競合しているものである〔5 - 7 参照〕以上、両者を一括してダンピング輸入量を分析することは妥当である。

ある利害関係者より、「ダンピング輸入が価格に及ぼす影響について、現時点で 2002 年 6 月を過ぎてあり、2001 年度の価格に関する資料が手軽に入手できることから、入手できる最新の資料に基づき、調査当局は輸入品価格、国内販売価格がどのように変動したか分析しなければならない」との指摘があった。しかし、本件アンチダンピング調査対象期間は 1998 年度から 2000 年度であるとしていることから 2001 年度のデータは本調査で分析する必要はないと考えられる。「ダンピング輸入が価格に及ぼす影響について」は、国内生産者からの回答、輸入者からの回答から算定しており〔7 - 2 - 3 (a) 参照〕、入手できる最新の資料は 2000 年度（2000 年 4 月～2001 年 3 月）であって、2001 年度（2001 年 4 月～2002 年 3 月）のデータは入手困難であるとともに、ダンピング調査が開始されたことによる影響が現れている可能性が高いと考えられることから、2001 年度以降のデータの使用は適切でないと考えられる。

(c) 調査当局の認定

ダンピング輸入が価格に及ぼす影響〔7 - 2 - 3 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 3 ダンピング輸入が国内産業に及ぼす影響

協定第 3.4 条に基づき、ダンピング輸入が国内産業に及ぼす影響について以下のとおり評価した。

7 - 3 - 1 国内販売量

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

1999 年度に国産品の国内販売量は減少したが、2000 年度には増大した。

	1998 年度	1999 年度	2000 年度	98 - 2000 年度 変化率
国産品販売量	71,542 トン	70,651 トン	73,687 トン	+3.0%

（出典）国内産業 5 者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「国内販売量の面では、損害が見あたらない」との指摘があった。

しかし、調査当局は、協定第 3.4 条において「ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に関するすべての経済的な要因及び指標（…、販売、…）についての評価を含む」とされていることから、国内生産者からの回答等を踏まえて総合的に検討を行ったものであり、国内販売量のみをとらえて国内産業の実質的な損害についての積極的な論拠としているものではない〔7 - 4 参照〕。また、販売量が増加傾向であることをもって、産業が活況にあることに直接には結びつかない。調査対象貨物の競合状況を踏まえると大韓民国、台湾からのダンピング輸入との競争により国産品価格が下がってきてているものと認められており〔7 - 2 - 2 (a)、7 - 2 - 3 (a)及び 8 - 2 参照〕、販売量の増加が〔7 - 3 - 1 (a)参照〕、利潤（売上高、営業利益、経常利益）の増加に結びついていないことが見てとれる〔7 - 3 - 2 (a)参照〕。

ある利害関係者より、「調査当局は、日本再生品生産者の販売量の趨勢について日本再生品生産者に質問状を送付し、確認し分析しなければならなかった」との指摘があった。

しかし、再生品とヴァージン品とは同種の产品と認められ〔5 参照〕、両者は代替・競合しているものである〔5 - 7 参照〕以上、再生品生産者を区分して分析するのは不適切といわざるをえない。また、国内産業は、再生品も含め各商品カテゴリーを製造してもおり〔5 - 5 (a)参照〕、再生品についても損害の指標の検討対象となっている。

ある利害関係者より、「ダンピング提訴 5 者は 2000 年度に販売価格を大幅に引き下げ販売量を大きく増やし、反面、2000 年度大韓民国輸入品販売量は大幅に減少した。2000 年度にはダンピング輸入と、国内産業の損害とは因果関係がない」との指摘があった。

しかし、まず、大韓民国产品と台湾产品は累積されて分析されており〔7 - 2 - 1 参照〕、大韓民国産ダンピング輸入の単独で損害分析を行うのは不適当である。国産品と輸入品との間及び輸入品同士の間で競合状態にあること、ダンピング輸入により国内販売価格の低下が発生していること、ダンピング輸入以外の要因の影響については限定的と認められることから、ダンピング輸入と国内産業の実質的な損害との因果関係が認められると判断しているのであり〔8 - 2 参照〕、国内生産業者の販売量増加は因果関係を否定する要因にはならない。従って、国内販売量の増大はダンピング輸入により引き起こされたものであることが示されている。

(c) 調査当局の認定

国内販売量〔7 - 3 - 1 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 3 - 2 利潤

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

売上高は1998年度の142億円から2000年度には129億円に減少し、1998、1999年度は営業利益、経常利益を計上しているものの2000年度には赤字に陥った。

	1998年度	1999年度	2000年度	98 2000年度 変化率
売上高	142 億円	130 億円	129 億円	8.9%
営業利益	1 億円	2 億円	4 億円	黒字 赤字
経常利益	6 百万円	81 百万円	465 百万円	黒字 赤字

(出典)国内産業5者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「調査当局は日本再生品生産者の利潤増加傾向を意図的に除外したのは誤りである」との指摘があった。

しかし、再生品とヴァージン品とは同種の产品と認められ〔5参照〕両者は代替・競合しているものである〔5-7参照〕以上、再生品生産者を区分して分析するのは不適切といわざるをえない。また、国内産業は、再生品も含め各商品カテゴリーを製造してもおり〔5-5参照〕再生品についても損害の指標の検討対象に含まれており「再生品を意図的に除外した」という事実はない。

ある利害関係者より、「大韓民国及び台湾産品加重平均輸入価格が1999年度の135.4円/kgから2000年度には136.1円/kgに多少引きあがった状況で、ダンピング提訴5者が販売価格を1999年度より10.2円/kgも引下げ販売量を4.2%増大させたため発生したものであり、ダンピング提訴5者の赤字転換は本件ダンピング提訴のため人為的に造られたような印象を消すことができない」との指摘があった。

しかし、調査対象期間を通じてダンピングされた輸入品の国内販売価格は国産品の国内販売価格を下回っており、かつ、国産品と輸入品との価格差が相当程度認められている事実に着目することが重要と考える〔7-2-3(a)及び7-4-2参照〕。

価格の引下げ及び販売機会の喪失等の事情等について、国内生産者の回答によれば、利用者から輸入品価格を引き合いに出されたことによるものとされており、この事実は利用者からの回答によっても裏付けられている〔8-3-4参照〕。また、本件調査対象貨物の価格競合性は高く、輸入品(大韓民国産、台湾産)と国産品とは流通経路が同じで、混合して使用されることが少くないため、両者に価格差があれば、国産品価格は安い輸入品価格に引きずられて下落する傾向があること等が調査により確認されている〔7-2-2-2参照〕。

(c) 調査当局の認定

利潤〔7-3-2(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-3-3 生産高(生産量)

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

生産量は 1999 年度に減少し、2000 年度に増大した。

	1998 年度	1999 年度	2000 年度	98 2000 年度 変化率
生産量	73,882 トン	71,287 トン	75,664 トン	+2.4%

(出典) 国内産業 5 者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「国内生産量をアンチダンピング提訴した 5 者に限定したのは、ダンピング輸入が国内総生産に対して持つ割合を実際より過大に膨らまそうとする意図から出ていると疑わざるをえない」との指摘があった。しかし、調査当局の意図は〔7 - 1〕で記述したとおりであり、ダンピング輸入割合を過大に膨らませたといった事実はない。

ある利害関係者より、「ダンピング提訴 5 者の生産量の増加（1999 年度の 71,287 トンから 2000 年度の 75,684 トンへの 4,397 トンの増加）は、大韓民国・台湾産品のダンピング輸入量より多いことに鑑み、ダンピング提訴 5 者は大韓民国・台湾のダンピング輸入により影響を全く受けなかった」との指摘があった。

しかし、調査当局は、協定第 3.4 条において「ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標（---、成長、---）についての評価を含む」とされていることから、国内生産者からの回答等を踏まえて総合的に検討を行ったものであり、生産量のみをとらえて国内産業の実質的な損害についての積極的な論拠としているものではない〔7 - 4 参照〕。また、生産量が増加傾向であることをもって、産業が活況にあることに直接には結びつかない。実際、調査対象貨物の競合状況を踏まえると大韓民国、台湾からのダンピング輸入との競争により国産品価格が下がってきてているものと認められており〔7 - 2 - 2 - 2 - 3 (a) 及び 8 - 2 参照〕。生産量の増加が〔7 - 3 - 3 (a) 参照〕利潤（売上高、営業利益、経常利益）〔7 - 3 - 2 (a) 参照〕の増加に結びついていないことが見てとれる。

ある利害関係者より、「日本再生品生産者の生産量増加推移を含めれば、日本国内産業に損害がなく、かえって活況趨勢にあったということが明白にわかる」との指摘があった。

しかし、申請者 5 者のデータを用いて損害を分析したのは、他の国内生産者からの回答により入手できたデータが損害の指標のすべてについて完全なものでなく、これらのデータを含めた場合、協定第 3.4 条に示されている指標について適切・公正な評価を行うことができないと判断し、かつ、当該 5 者の同種の産品の生産量の合計が国内総生産量に占める割合は、50% を大きく上回るもので、協定第 4.1 条における「国内総生産高の相当な部分」を占めているものと認められたためである〔7 - 1 参照〕。さらに、協定第 3.4 条の各項目の分析は同じカバレッジで分析すべきものであり、生産量のみを 5 者以外に広げて分析することは適切でないと考える。また、上記のとおり、生産量が増加傾向であることをもって産業が活況にあることに直接には結びつかない。

(c) 調査当局の認定

国内生産量〔7 - 3 - 3(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 3 - 4 市場占拠率

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

国産品の国内需要量に占める市場占拠率は、1999 年度に 84%まで下落、2000 年度に 89%までに回復した結果、調査対象期間では減少した。一方、ダンピングされた輸入品の国内需要量に占める市場占拠率は調査対象期間を通じて増加した。

	1998 年度	1999 年度	2000 年度	98 - 2000 年度 変化率
国産品の市場占拠率	90.4%	84.0%	89.1%	1.3 ポイント
ダンピングされた 輸入品の市場占拠率	5.9%	11.3%	7.8%	+1.9 ポイント

(注) 市場占拠率については、国内産業 5 者の国産品販売量及びダンピング輸入量のそれぞれを国内需要量で除して算定した〔7 - 2 - 2 - 1、7 - 3 - 1(a)参照〕。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「大韓民国産再生品の日本国内販売量を国内需要量に含めたために、ダンピング提訴 5 者の市場占拠率が実際より低く示されている」との指摘があった。

しかし、大韓民国産再生品が日本国産品と同種の产品である以上〔5 参照〕、これも国内需要量に含める必要がある。

ある利害関係者より、「ダンピング提訴 5 者の 2000 年度の市場占拠率が 1998 年度に比較し 1.3% しか減少しない一方、1999 年度から 2000 年度に比較的大幅(84.0% - 89.1%)に上昇していることから市場占拠率の面でダンピング提訴 5 者の実質的損害がなかった」との指摘があった。

しかし、調査対象期間を通じて見ると減少(90.4% - 89.1%)している〔7 - 3 - 4(a)参照〕。

(c) 調査当局の認定

市場占拠率〔7 - 3 - 4(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 3 - 5 生産性

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

製造関連労働者一人あたりの生産性については、調査対象期間の各年において上昇した。

	1998 年度	1999 年度	2000 年度	98 - 2000 年度 変化率
生産性	402トン	414トン	426トン	+6.0%

(出典) 国内産業 5 者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「生産性が毎年上昇しているため、国内産業の実質的損害があったとみることができない」との指摘があった。

しかし、生産性は、製造関連労働者一人あたりの生産量を示すものであることから〔7-3-5(a)参照〕、生産性の上昇は、製造関連労働者数減少の結果を反映しているものであって、国内産業に損害が生じていることを否定するものではない。

(c) 調査当局の認定

生産性〔7-3-5(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-3-6 投資収益

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

投資收益率は 2000 年度に至り悪化しマイナスとなった。

	1998 年度	1999 年度	2000 年度	98 - 2000 年度 変化率
投資收益率(営業利益/設備投資額) (経常利益/設備投資額)	27% 1%	41% 15%	79% 100%	正 負 正 負

(出典) 国内産業 5 者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者により、「設備投資はその規模が小さいため、営業利益額の変動によって投資收益率は大幅に振動するようななかたちで現れるほかはなく、ダンピング提訴 5 者の投資收益率を用いて国内産業の実質的な損害を肯定的に判断することは適切ではない」との指摘があった。

しかし、投資収益の算定は一般的な経営分析手法を用いた適切な方法により行っている。

ある利害関係者より、「ダンピング提訴 5 者の 2000 年度の営業利益が赤字に反転したことは、ダンピング提訴 5 者が意図的に販売価格を 10.2 円/kg も大幅に引下げ販売量を増大したことにより作られた結果であり、投資收益率が 2000 年度に -79% ということは実際より非常に誇張された数値であるといわざるをえない」との指摘があった。

しかし、「販売価格が 10.2 円/kg も大幅に引下がり販売量が増大した」ことは、ダンピング輸入により引き起こされたものと認められた〔7-2-3(a)及び 8-2 参照〕。

(c) 調査当局の認定

投資収益〔7-3-6(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-3-7 操業度（稼働率）

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

生産についての操業度はほぼ一定で推移した。

	1998年度	1999年度	2000年度	98-2000年度 変化率
操業度	23%	22%	24%	+1ポイント

(注) 操業度は国内産業5者の回答に基づき、国産品の生産量を同種の产品を含むポリエステル短纖維全体の生産能力で除して算定した。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「稼働率は2000年度に98年度より1%、99年度より2%増えていることから、国内産業の実質的な損害があったとみることはできない」との指摘があった。しかし、協定第3.4条において「ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に関するすべての経済的な要因及び指標（…、操業度、…）についての評価を含む」とされていることから、国内生産者からの回答等を踏まえて総合的に検討を行ったものであり、稼働率のみをとらえて国内産業の実質的な損害についての積極的な論拠としているものではない〔7-4参照〕。

また、稼働率の上昇は、国産品の生産量増大の反映でもあり、国内産業に損害が生じていることを否定するものではない〔7-3-3(b)参照〕。

(c) 調査当局の認定

稼働率〔7-3-7(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-3-8 資金流入入（キャッシュフロー）

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

1998、1999年度はほぼ一定であったが、2000年度に至り資金流出に陥った。

	1998年度	1999年度	2000年度	98-2000年度 変化率
資金流入入	10.9億円	11.8億円	0.8億円	流入 流出

(出典) 国内産業5者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「販売量が大幅に増えた2000年度には0.8億円へ転換したことは申請者5者が2000年度に販売価格を10.2円/kgも引き下げたため発生したのであって、申請者5者のこのような値下げは大韓民国及び台湾からのダンピング(不当廉売)輸入のため起こったわけではないので、ダンピング輸入が資金流出入にネガティブな影響を及ぼしたとみることはできない」との指摘があった。

しかし、かかる値下げ(10.2円/kg)はダンピング輸入により引き起こされたものであることが示されており、〔7-2-3(a)及び8-2参照〕「ダンピング輸入が資金流出入にネガティブな影響を及ぼしたとみることはできない」とはいえない。

(c) 調査当局の認定

資金流出入〔7-3-8(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-3-9 在庫

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

1999年度にはやや減ったものの2000年度には増加した。3年間の推移では増大傾向にあった。

	1998年度	1999年度	2000年度	98-2000年度 変化率
在庫量	11,339トン	11,157トン	12,467トン	+9.9%

(出典) 国内産業5者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「2000年度に在庫が1999年度より1,310トン増加したのは、ダンピング提訴5者が2000年度に国内販売価格を攻撃的に顕著に引き下げるにより自然に増えるような販売量を備えて在庫量を増加した」との指摘があった。しかし、「ダンピング提訴5者が国内販売価格を攻撃的に顕著に引き下げる」ことを裏付ける事実は認められない。調査対象期間を通じて、国内販売価格は、ダンピングされた輸入品の国内販売価格を上回っており、かつ国産品と輸入品との価格差が相当程度認められており、2000年度に至ってもこのことに変わりはない状況〔7-2-3(a)参照〕のもとでは「国内販売価格を攻撃的に引き下げる」との判断はなしえないものと考えられる。

(c) 調査当局の認定

在庫〔7-3-9(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-3-10 雇用

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

製造関連労働者数はやや減少した。

	1998年度	1999年度	2000年度	98 2000年度 変化率
製造関連労働者数	184人	172人	177人	3.4%

(出典) 国内産業5者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「製造関連労働者数は1998年度の184人から2000年度の177人へ7人減少したに過ぎず、2000年度の177人は1999年度の172人より5人増加しており、増加傾向と考えられる。雇用は何の変動がなかったと見なければならない」との指摘があった。

しかし、指摘のとおり製造関連労働者数は1998年度の184人から2000年度の177人へ7人減少していることは事実である以上〔7-3-10(a)参照〕、労働者数について「増加趨勢にある。雇用は何の変動がなかったと見なければならない」とはいえないと考えられる。

(c) 調査当局の認定

雇用〔7-3-10(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-3-11 賃金

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

製造関連労働者の一人当たり賃金(月額換算)はやや減少した。

	1998年度	1999年度	2000年度	98 2000年度 変化率
一人当たり賃金	55.3万円	54.1万円	53.9万円	2.5%

(注)賃金には、法定福利費、退職手当引当金の積立金、ボーナス等を含む。

(出典) 国内産業5者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者により、「ダンピング提訴5者の製造関連労働者の2000年度賃金は、1998年度と比べて14,000円しか減少しておらず、日本製造業界に勤める労働者の賃金変動推移と一致し、こ

のような微々たる減少をもって国内産業の実質的な損害があったとはいえない」との指摘があった。

しかし、総務省統計局「第 51 回 日本統計年鑑 平成 14 年」の「産業別常用労働者賃金指数」(www.stat.go.jp/data/nenkan/zuhyou/y0337000)によれば、

	1998 年	1999 年	2000 年
製造業	104.2	103.2	105.1
(内)繊維	108.8	107.4	110.5

(注)名目賃金指数であり、常用労働者 30 人以上を雇用する事業所の平均現金給与総額を指数化したものである。1997 年を 100 とおいている。

となっており、暦年ベース(1~12 月)の数値ではあるにせよ、1998 年から 2000 年における製造業(及び繊維業界)の賃金は趨勢としては上昇傾向にあるといえる。ダンピング提訴 5 者の製造関連労働者の 2000 年度賃金は、「日本製造業界に勤める労働者の賃金変動推移と一致する」とはいえず、また、「微々たる減少」ともいえない。

(c) 調査当局の認定

賃金〔7 - 3 - 1 1 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 3 - 1 2 成長

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

国内産業 5 者からの回答によれば、各者とも調査対象貨物に関する事業のみについての成長に与える具体的な影響は説明できないとしているものの、収益が悪化している分野に優先的に投資されるはずが無く、成長分野に優先的に投資されるとの見解や、調査対象貨物を含むポリエステル短纖維生産設備停止や研究開発費の減少により、成長にマイナスの影響を与えると言えるとする見解もあった。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「ヴァージンポリエステル短纖維(PSF)分野は成長性が限界に達していると評価されている分野で、これ以上の成長を期待しがたい分野であり、成長は国内産業の実質的損害を判断することにおいて考慮するには適切ではない」との指摘があった。

しかし、協定第 3.4 条において「不当廉売輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標(---、成長、---)についての評価を含む」とされていることから、調査当局は、国内生産者からの回答等を踏えて総合的に検討を行ったものであり、成長のみをとらえて国内産業の実質的な損害についての積極的な論拠としているものではない〔7 - 4 参照〕。むろん、成長において検討されている内容〔7 - 3 - 1 2 (a)参照〕は国内産業の実質的損害を積極的に否定する材料とはなっていない。

(c) 調査当局の認定

成長〔7 - 3 - 1 2 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 3 - 1 3 資金調達能力

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状において調査対象貨物に関する事業に限定した資金調達能力を調査したが、明確に回答した者はなかった。これは、各者とも調査対象貨物の生産を専業としているわけではないためであるとしている。国内産業は、調査対象貨物の値下がりにより既存設備の維持更新等を目的とした投資のみで新規設備投資を抑制などしているため、調査対象貨物に関する事業についての資金調達能力問題が顕在化しにくいことが考えられる。また、調査対象貨物の全売上高は国内生産者の企業全体の全売上高の約 0.46% に過ぎないため、企業全体の資金調達能力から売上高比等により調査対象貨物に限定した資金調達能力を算出して分析することは適当でないと考えられる。

なお、国内産業 5 者の長期借入金額は 1998 年度から 2000 年度で減少している。また長期借入金の平均利率は 1999 年度から 2000 年度で上昇している（1998 年度の平均利率は有価証券報告書に記載がなかった。）これにより一般的には資金調達能力が低下しているものと言える。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「資金調達能力は国内産業の実質的被害の検討対象から排除されるべきではない」との指摘があった。

しかし、協定第 3.4 条において「ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標（---、資金調達能力、---）についての評価を含む」とされていることから、調査当局は、国内生産者からの回答等を踏えて総合的に検討を行ったものであり、資金調達能力のみをとらえて国内産業の実質的な損害についての積極的な論拠としているものではない〔7 - 4 参照〕。

むろん、資金調達能力において検討されている内容〔7 - 3 - 1 3 (a)参照〕は国内産業の実質的損害を積極的に否定する材料とはなっていない。

(c) 調査当局の認定

資金調達能力〔7 - 3 - 1 3 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 3 - 1 4 投資

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

設備投資は、1999年度に増加したが2000年度には減少した。1998年度から2000年度では若干増加している。

	1998 年度	1999 年度	2000 年度	98 2000 年度 変化率
設備投資額	4.3 億円	5.3 億円	4.7 億円	+9.2%

(出典) 国内産業5者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者により、「設備投資は、1999 年度に 1998 年度より 23.2%、2000 年度には 1998 年度より 9.2% 増加している事実からみると、産業の実質的な損害がなかったことは明らかであり、特にこのような設備投資の増加割合は、1999 年度の 1998 年度対比販売の減少、2000 年度の 1998 年度比 3.0% 販売増加と比較すると、顕著に高い割合の設備投資であり、しかも 2000 年度にも営業損失が 4 億円も発生したにも関わらず、4.7 億円も設備投資したという事実は、ダンピング提訴 5 者にいかなる損害もなかったということを雄弁に示している」との指摘があった。

しかし、協定第 3.4 条において「ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標（---、投資、---）についての評価を含む」とされていることから、調査当局は、国内生産者からの回答等を踏えて総合的に検討を行ったものであり、投資のみをとらえて国内産業の実質的な損害についての積極的な論拠としているものではない〔7 - 4 参照〕。

なお、国内産業 5 者からの回答では、既存設備の老朽化による維持更新等を目的とした設備投資が主たるものであり、各社とも調査対象貨物の値下りに伴う調査対象貨物に関する事業の収益悪化から、当該分野の生産能力の拡大を目的とした新規設備投資に慎重にならざるを得ない状況になっていることが認められる。設備投資はかかる投資環境の下になされているものであり、国内産業に「いかなる損害もなかった」ということを示すものとはいえない。

(c) 調査当局の認定

投資〔7 - 3 - 1 4 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 - 3 - 1 5 国内価格に影響を及ぼす要因

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

利用者に対する質問状への回答によれば、調査対象貨物を購入する際に重視する点として、価格を第一の条件としつつも、使用目的を満たす品質、供給安定性も考慮しており、品質は一般に国産品の方がよいと認識されていることから、国産品の価格は、安い輸入品の価格に影響を受けつつも輸入品より高い水準を維持しているものと思われる。

また、調査対象貨物の主たる原材料であるエチレングリコール及びテレフタル酸の購入価格は、以下のとおりいずれも調査対象期間を通じて上昇傾向であり、国産品価格の低下に寄与するものではない。

	1998年度	1999年度	2000年度	98-2000年度 変化率
エチレングリコール	49.0 円/kg	51.4 円/kg	57.7 円/kg	+17.6%
テレフタル酸	62.0 円/kg	63.5 円/kg	63.0 円/kg	+1.5%

(出典) 国内産業5者からの回答

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「消費者は、使用目的を満たす品質、供給安定性のため、国産ヴァージン品に対して輸入ヴァージン品よりも高い価格を支払う用意があるという現実と、本件調査対象貨物の主たる原材料であるエチレングリコール及びテレフタル酸の購入価格の上昇が国産ヴァージン品価格の低下に寄与したものではないことが明らかなことから、国内価格に影響を及ぼす要因も国内産業の実質的な損害を示していない」との指摘があった。

しかし、「調査対象貨物を購入する際に重視する点として、価格が第一の条件」とされていることに着目する必要がある。すなわち、「本件調査対象貨物の価格競合性は高く、輸入品(大韓民国産、台湾産)と国産品とは流通経路が同じで、混合して使用されることが少なくなため、両者に価格差があれば、国産品価格は安い輸入品価格に引きずられて下落する傾向があること等が調査により確認されていること」〔7-2-2-2 参照〕と相俟って、「大韓民国及び台湾産品の日本国内販売価格の加重平均価格を比較したところ、ダンピングされた輸入品の国内販売価格は国産品の国内販売価格を常に下回っており、価格差も相当程度存在していることが認められている」〔7-2-3(a) 参照〕ことから、国産品価格は安い輸入品価格に引きずられて下落し、国産品価格の下落により国内産業の損害が引き起こされているものと認められた。

また、「調査対象貨物の主たる原材料であるエチレングリコール及びテレフタル酸の購入価格がいずれも調査対象期間を通じて上昇傾向であり、国産品価格の低下に寄与するものではない」ということにもかかわらず国産品価格が下落しているのは、安い輸入品価格に引きずられて下落しているということを側面から裏付けているものと考えられる。

(c) 調査当局の認定

国内価格に影響を及ぼす要因〔7-3-1 5(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7-3-16 ダンピングの価格差の大きさ

調査の結果、以下の供給者については僅少でないダンピングマージン率が認められた。

供給者名	ダンピングマージン率	
	輸出価格ベース	CIF 条件ベース
大韓民国		
株式会社三興	6.65%	6.03%
株式会社三興及びダンピングの事実が認められたなかった供給者(4者)以外の供給者	14.75%	13.51%
台湾	11.00%	10.31%

(出典)「6 ダンピングの事実」を参照

7 - 4 実質的な損害の事実(結論)

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

7 - 4 - 1 大韓民国及び台湾からのダンピング輸入量は、1998年度から2000年度の間では38.8%増加した。また、内需に占める当該ダンピング輸入量のシェアは、1998年度から2000年度の間では5.9%から7.8%へ増加した。

7 - 4 - 2 調査対象期間中、国産品の国内販売価格は一貫して低下していた。また、大韓民国及び台湾産品の国内販売価格は国産品の販売価格を下回っており、価格差も相当程度認められた。

7 - 4 - 3 1998年度から2000年度の間で、売上高は142億円から129億円と8.9%減少し、営業利益は1億円の黒字から4億円の赤字に、経常利益は6百万円の黒字から5億円の赤字に転じた。投資收益率は著しく減少、資金流出入は11億円の流入から8千万円の流出となり、製造関連労働者数及び賃金は若干減少、在庫は増加した。

7 - 4 - 4 以上の結果から、国内産業に実質的な損害が生じたものと判断した。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「大韓民国産再生品を累積対象に含めたのは誤り」との指摘があったが、前述〔7 - 2 - 1 参照〕のとおり、輸入の影響を累積して評価したことは妥当である。

ある利害関係者より、「12項目の判断要素において日本国内産業の実質的被害がなかったということが明らかにされている」との指摘があった。

しかし、指摘の12項目のうち、「市場占有率」「在庫」「雇用」「賃金」について調査対象期間中悪化していることは事実であり、「国内販売量」「生産高」「生産性」「稼働率」は一見改善しているように見えるものの、これらはダンピング輸入の影響を反映したものであり、国内産業の損害を否定するものではない。「国内価格に影響を及ぼす要因」はむしろダンピング輸入の影響を側面から裏付けるものである〔7 - 2 - 2 (a)、7 - 2 - 3 (a)及び8 - 2 参照〕。

ある利害関係者より、「2000 年度「利潤」の減少は、ダンピング提訴 5 者の意図された結果であり、2000 年度「投資收益率」のマイナス転換も、意図された利潤減少に付随した結果である」との指摘があった。

しかし、〔7 - 3 - 2 (b)〕で示されたとおり、これらはダンピング輸入により引き起こされたものである。いずれにせよ、国内産業の実質的な損害を判断するにあたり調査当局は協定第 3.4 条に基づき、同条に例示された項目をすべて検討したものであり、これらの項目のすべてが積極的な論拠となっている必要はない。「ダンピング輸入量」、「ダンピング輸入が価格に及ぼす影響」、「利潤」等の主要な項目において顕著に、ダンピング輸入による国内産業の損害の発生が示されており、国内産業の損害を積極的に否定する要素は無いことから、総合的に、国内産業の実質的な損害の事実があったと判断したものである〔7 - 4 (a) 参照〕。

(c) 調査当局の認定

実質的な損害の事実（結論）〔7 - 4 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断は変える必要性はないものと認められた。

8 因果関係

次のことから、大韓民国及び台湾からの調査対象貨物のダンピング輸入と国内産業の実質的な損害との因果関係が認められると判断した。

国産品と輸入品との間及び輸入品同士の間で競合状態にあること〔8-1〕

ダンピング輸入により国内販売価格の低下が発生していること〔8-2〕

ダンピング輸入以外の要因の影響については限定的と認められること〔8-3〕

8-1 国産品と輸入品との間及び輸入品同士の間で競合状態にあること

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

〔7-2-1-2〕で述べたとおり、調査対象貨物は、国産品と輸入品との間及び輸入品同士の間で競合状態にある。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「ヴァージン品と再生品は同種の产品ではないから、これら相互に競合関係があると見てはならない」との指摘があった。

しかし、再生品とヴァージン品とは同種の产品と認められるもの〔5参照〕、国産品(ヴァージン品、再生品を問わない)と輸入品(ヴァージン品、再生品を問わない)の競合状態についても〔7-2-1-2〕に記述されているように、「大韓民国再生品は、日本産・輸入ヴァージン品と競合状態」にあるものといえる。

(c) 調査当局の認定

国産品と輸入品間の競合状態〔8-1(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

8-2 ダンピング輸入による国内販売価格の低下

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

国産品の販売価格は1998年度から2000年度の間で12.7%下落したところ、ダンピングされた大韓民国産品の販売価格は17.0%、台湾産品の販売価格は12.3%と国産品と同様の傾向で下落した。

また、大韓民国産品のダンピング輸入のダンピングマージン率(CIF条件ベース)は13.51%(但し、一部の供給者については、6.03%)、台湾産品については10.31%のところ、大韓民国産品の販売価格は17.0%低下、台湾産品は12.3%低下しており、両産品の販売価格の低下はダンピングの影響が大きいと言える。

以上から、国産品の販売価格の低下は大韓民国産品及び台湾産品のダンピングに大きく影響を受けていると判断できる。

	1998年度	1999年度	2000年度	98~2000年度 変化率
大韓民国・台灣產品 加重平均価格	149.6 円/kg	135.4 円/kg	136.1 円/kg	9.0%
大韓民国產品販売価格	137.1 円/kg	120.1 円/kg	113.7 円/kg	17.0%
台灣產品販売価格	158.4 円/kg	138.8 円/kg	138.9 円/kg	12.3%
国産品販売価格	200.6 円/kg	185.3 円/kg	175.1 円/kg	12.7%

(出典) 国内販売価格については〔7-2-3(a)〕参照

(b) 反論とその検討

ある利害関係者より、「ダンピング輸入品の輸入価格は1999年度と2000年度でほとんどかわらない水準を維持しており、ダンピング輸入品による国産品販売価格に対する depression と suppression が全くなかった状況であった。にもかかわらず、ダンピング提訴5者は2000年度に販売価格を10.2円/kg引き下げる措置を断行した。明白に因果関係が否認される典型的な事例にもかかわらず、調査当局が、国産品の販売価格の低下がダンピング輸入による影響によるものと結論付けたことは誤りである」との指摘があった。

しかし、価格の引下げ及び販売機会の喪失等の事情について、国内生産者の回答によれば、利用者から輸入品価格を引き合いに出されたことによるものとされている〔8-3-4(a)参照〕。また、本件調査対象貨物の価格競合性は高く、輸入品(大韓民国産、台灣産)と国産品とは流通経路が同じで、混合して使用されることが少なくなため、両者に価格差があれば、国産品価格は安い輸入品価格に引きずられて下落する傾向があること等が調査により確認されており〔7-2-2-2参照〕。前述のとおり、国産品価格の値下げ(10.2円/kg)はダンピング輸入により引き起こされたものであることが示されている。

「価格に対する depression と suppression がない状況で国内生産業者が販売価格を相当な幅で引下げ措置をとる」という反論と異なり、国産品の販売価格は安い輸入品価格にひきずられて下落しており depression はあったと判断できる。

(c) 調査当局の認定

ダンピング輸入と国内販売価格低下の間の因果関係〔8-2(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

8-3 ダンピング輸入以外の要因

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

8-3-1 ダンピングでない輸入が国内産業損害の原因かどうか

調査対象国のダンピングでない輸入(以下「非ダンピング輸入」という。)量及び調査対象国でない国からの輸入量は、ダンピング輸入量と比較して小さくその影響は限定的であるといえる。

8 - 3 - 1 - 1 大韓民国からの非ダンピング輸入

大韓民国からの非ダンピング輸入量はダンピング輸入量に比して少ない。さらに、非ダンピング輸入の2000年度輸入単価は1998年度に比較すると5.4%下落しているのに対し、累積されたダンピング輸入の輸入単価は15.4%下落しており、両者の下落率には差がある。

8 - 3 - 1 - 2 調査対象国でない国からの輸入

調査対象国でない国からの調査対象貨物の輸入量の合計は、1998年度で1,602トン、1999年度で2,594トン、2000年度で1,133トンと、調査対象期間を通して29.3%減少していた。調査対象国でない国からの輸入量全体のうち、米国とインドネシアからの輸入（合計輸入量1,109トン）が、2000年度において97.9%と太宗を占めていたことから、特にこの2か国からの輸入について以下のとおり検討を行った。

インドネシアからの輸入

インドネシアからの輸入品価格は上昇傾向にあり、輸入量も調査対象期間を通じて減少し、輸入全体に占める割合も極めて小さいことから、インドネシアからの輸入品の影響は限定的であるといえる。

米国からの輸入

米国からの輸入量は調査対象期間を通じて減少しており、大韓民国及び台湾からのダンピング輸入量とは傾向が異なる。また、輸入単価は大韓民国及び台湾からの対象輸入品及び国産品の単価のいずれと比較しても著しく高く、米国からの輸入は国内産業に実質的な損害を与えていないと判断される。

ダンピング輸入以外の輸入（非ダンピング輸入、調査対象国でない国からの輸入）

	1998年度	1999年度	2000年度
・韓国非ダンピング輸入量 (内需に占めるシェア)	940トン (1.2%)	919トン (1.1%)	1,107トン (1.3%)
輸入単価	76.9円/kg	64.0円/kg	72.8円/kg
・調査対象国でない国からの輸入量 (同 シェア)	1,602トン (2.0%)	2,594トン (3.1%)	1,133トン (1.4%)
輸入単価	276.3円/kg	177.1円/kg	300.3円/kg
インドネシア輸入量 (同 シェア)	321トン (0.4%)	1,333トン (1.6%)	222トン (0.3%)
輸入単価	69.2円/kg	62.7円/kg	83.1円/kg
米国輸入量 (同 シェア)	1,147トン (1.4%)	1,149トン (1.4%)	887トン (1.1%)
輸入単価	352.6円/kg	313.0円/kg	357.9円/kg
・韓国・台湾ダンピング輸入量 (同 シェア)	4,659トン (5.9%)	9,466トン (11.3%)	6,465トン (7.8%)
輸入単価	107.8円/kg	83.8円/kg	91.2円/kg
・内 需	79,105トン	84,083トン	82,702トン

（出典）〔7 - 2 - 2 - 1〕の(注) 及び 参照

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「ダンピング輸入以外の要因に関し、「ダンピング提訴 5 者が 2000 年度にはインドネシアからの輸入を意図的に 1998 年水準より少なくするために、彼らがコントロールするインドネシア子会社を用い 1999 年度輸入量の 1,833 トンから 222 トンに 88% 減少させるようにした」との指摘があった。

しかし、申請者は「申請者のうち、インドネシアに関連工場を有している者があるが、日本で調査対象貨物の生産設備を有している以上、インドネシアから調査対象貨物を対日輸出したこともなく、将来においても対日輸出する考えは全く有していない」と言明している(2001年 11月 30 日受領「公開要約版 反論書 台湾生産者らの提出した意見書への反論書」59p 12.5 参照：財務省関税局関税課において利害関係者及び利用者に対して閲覧に供していた)。調査当局として輸入通関実績を確認したところ、申請者の関連会社からの調査対象貨物の輸入は認められず、指摘のような事実関係は認められない。

ある利害関係者より、「インドネシアからの輸入が 2000 年度にどのような理由でほとんど中断されるようになったか検討し、正確な結論を出すべきだった」との指摘があった。

しかし、調査当局は、慎重な検討を行い、〔8 - 3 - 1 - 2〕で述べられているように、「インドネシアからの輸入品の影響は限定的であるといえる」と判断した。

(c) 調査当局の認定

ダンピング輸入以外の要因〔8 - 3 (a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

8 - 3 - 2 需要の減少、消費態様の変化

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

一部の利害関係者より、中国からの布団輸入増加が国内における調査対象貨物需要の低迷をもたらし、調査対象貨物の国内価格の下落を引き起こしているとの主張がなされたため、布団輸入による国内産業への影響を検討したところ、次の理由により中国製布団輸入増加が国内産業に損害を与えたという事実は肯定できないとの判断に至った。

布団輸入量に関しては、財務省貿易統計(以下「貿易統計」という。)の細分が布団について設定されたのが2001年1月からであり、それ以前は寝具その他これに類する物品の一部として、布団以外の製品も含む統計細分しか存在せず、正確な布団輸入量の把握は困難である。一方、当該利害関係者が主張する「中国産ふとん等」の輸入データは布団を含む寝具の一部(以下「寝具」という。)の輸入量である。そこで、2001年の輸入量について寝具に占める布団(但し、羽根布団を除く。以下同じ。)の割合を算定したところ、寝具の輸入量の17%程度にとどまっている。なお、中国からの布団輸入量は2001年で全世界からの布団輸入量の98%であることから、中国からの布

団の輸入について検討することとした。

2001年における中国からの寝具の輸入量に占める布団の割合は17%程度であることから、調査対象期間中（1998年4月～2001年3月）における中国製布団の輸入量について当該期間中の中国からの寝具の輸入量に2001年における布団の割合を乗じることにより推定すると、以下の表のとおり、当該推定輸入量は3年間一貫して増加している。

また、調査対象貨物の国内需要量（内需）については、2000年度は1998年度比で増加しており、調査対象期間中の各年の変動をみてもほとんど変わっていないことから、中国製布団の輸入の増加により調査対象貨物の需要が減少し国内産業に損害を与えたという立論は成り立ち難いと考えられる。

さらに、国内産業5者への調査の結果、布団業者は中国製布団の輸入よりも大韓民国・台湾産調査対象貨物の価格を引き合いにして値下げ要求を行っていた事実も確認されており、中国製布団の影響はごくわずかである。

	1998年度	1999年度	2000年度	98-2000年度 変化率
中国製布団推定輸入量	5,859トン	9,520トン	14,125トン	+141.1%
調査対象貨物国内需要量(内需)	79,105トン	84,083トン	82,702トン	+4.5%

（出典）中国製布団輸入量：貿易統計から推計、国内需要量：〔7-2-2-1〕(注) 参照

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「日本製布団製造業者が中国製布団と競争するため製造原価を減らすべく、ダンピング提訴5者に対して販売価格の引下げを求め、ダンピング提訴5者は販売価格を引き下げる措置をとったもので、ダンピング輸入と国内販売価格の下落の間に因果関係は認めがたい」との指摘があった。

しかし、「国内産業5者への調査の結果、布団業者は中国製布団の輸入よりも大韓民国・台湾産調査対象貨物の価格を引き合いにして値下げ要求を行っていた事実も確認されており、中国製布団の影響はごくわずかである」〔8-3-2(a)参照〕ことから、ダンピング輸入と国内販売価格下落との間の因果関係は否定されない。

(c) 調査当局の認定

需要の減少、消費態様の変化〔8-3-2(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

8-3-3 国内生産者の制限的な商慣行について

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

調査対象貨物の取引は、公正かつ自由な競争状態にあり、制限的な商慣行により阻害されている

といった実態はないと認められた。国内生産者、輸入者、利用者に国内産業の競争条件、独占、寡占、制限的商慣行等自由競争を阻害する要因の有無等についての質問状を送付したところ、回答者全てが自由競争を阻害するような要因は存在しないとの回答であった。

(b)(c) 反論及びその検討と調査当局の認定

国内生産者の制限的商慣行〔8-3-3(a)〕については、特に反論も無く、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

8-3-4 国内生産者同士の競争

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

価格の引き下げ及び販売機会の喪失等に至った事情等について国内産業5者から回答を得たが、これらは利用者から輸入品を引き合いに出されたことによるものとされ、国内生産者同士の競争を理由に挙げた例はなかった。

(b)(c) 反論及びその検討と調査当局の認定

国内生産者同士の競争〔8-3-4(a)〕については、特に反論も無く、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

8-3-5 輸出実績

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

国内産業の有意な輸出実績は損害の算定にあたり控除していることから、当該輸出実績については国内産業の損害に影響を与えるものではない。

(b)(c) 反論及びその検討と調査当局の認定

輸出実績〔8-3-5(a)〕については、特に反論も無く、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

8-3-6 為替の変動

(a) 重要事実開示時における調査当局判断

一部の利害関係者より、「為替レートの変動によって輸入量が増減し、国内産業の損害の原因となっている」との主張がなされている。

一般的に、自国（輸入国）の通貨が他の外国通貨に対して増価すれば輸入は増大し、減価すれば輸入は減少すると考えられる。確かに、為替レートの変動が輸入量の増減に影響を与えた可能性は否定できないが、一般論として、損害の決定は、輸入の増減の原因が何かではなく、輸入増減と価格変化とが国内生産者にもたらす影響に基づいて判断される。すなわち、どのような理由で輸入増

や安値販売の増加があったかが重要なのではなく、輸入増や安値販売の増加という事実が存在したか、そしてそれが原因となって国内生産者に損害を与えたか否かを検討するものであると考えられる。

したがって、仮に輸入の増加の一因が為替の変動であったとしても、ダンピングがなければ当該輸入の増加による国内産業の損害はより少なく又は存在しなかったことは確かであるから、輸入が増加していてかつそれがダンピングされたものである以上、ダンピングと国内産業の実質的な損害との因果関係が否定されるものではない。

(b) 反論及びその検討

ある利害関係者より、「大韓民国産輸入品の価格下落が円の価値上昇によるものであったかどうか徹底的に調べるべき」との指摘があった。

しかし、調査当局は、〔8 - 3 - 6(a)〕で為替の変動について仔細に検討している。

(c) 調査当局の認定

為替の変動〔8 - 3 - 6(a)〕に関し、当該利害関係者の指摘は当たらず、重要事実開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

9 その他の反論とその検討

9 - 1 再生品製造業者の支持について

6月14日付重要事実の開示後、ある利害関係者より、「ヴァージン品を生産する日本企業5者(本邦の生産者)だけが本件アンチダンピング提訴を明示的に支持しているだけで、再生品を生産する日本企業は、いずれも本件提訴を明示的に支持意思を表明していない」との指摘があった。

しかし、調査当局は、「申請者5者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者(国内産業)であり、5者の平成11(1999)年度における国内総生産量に占めるシェアは74.3%である」(本件調査開始告示(財務省告示第125号)参照)ことから、「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に規定する50%を大きく上回るものであり、かつ、協定第4.1条及び第5.4条の基準を満たすと判断したものである。この判断が適切であったことは〔7 - 1〕でも裏付けられるものとなっている。そもそも国内産業の支持がどのような状況であるかは、調査開始前に調査開始すべきかどうかの判断に影響することであり、その際、上記を確認し、国内産業の支持があると認められたので調査開始したものである。

また、再生品製造業者を含め国内生産者のいずれからも、明示的に支持しない旨の表明はなかつた。

従って、本問題点に関し、当該利害関係者の指摘はあたらないものと認められた。

9 - 2 調査開始方法について

2002年6月14日付重要事実の開示後、ある利害関係者より、調査の開始にあたって、「国内生産量の合計を算定するにあたり、必要な調査を能動的に実施しないで、単に一部生産者の回答を受身的に、それも客観的な検証手続も踏まないでそのまま援用した誤り」があるとの指摘があった。

しかし、調査当局は、申請書及び工業統計の調査対象から本件調査の調査対象貨物の全生産者を把握するよう努めてきたところ、申請書から協定第5.4条に規定される国内総生産量の50%を大幅に超える国内生産者の支持が認められたため、調査の開始を妨げるものに当たらないと判断したものである。

また、生産者に対して生産量の回答をするよう促し(2001年11月2日付け質問状)、再生品の生産者を含む17者全ての生産者からの回答を得ている〔4参照〕。その結果、係る生産者17者いずれからも明示的な反対の表明はなかった。また、調査開始の官報告示において調査対象貨物の利害関係を有する者及び利用者が照会できるよう照会先を明記し、意見表明及び証言、証拠を提出する機会を設け、さらに、2002年6月14日付で「大韓民国及び台湾産ポリエスチル短纖維の一部に対するダンピング調査における最終決定前の重要事実の開示について」を、再生品生産者を含め利害関係を有する者に送付しているが、再生品生産者を含め国内生産者からは明示的な反対の意見表明はなされなかった。

従って、本問題点に関し、当該利害関係者の指摘はあたらないものと認められた。

9 - 3 零細企業の扱い

2002年6月14日付重要事実の開示後、ある利害関係者より、「申請者5者は、調査対象を限つてアンチダンピング調査の申請を行ったにもかかわらず、調査当局は、非常に零細な小規模再生品業者20余者を追加して調査対象を不当にひろげた」との指摘があった。

しかし、協定第6.10条では「原則として、個々の知られている輸出者又は関係する生産者について、調査の対象となる産品のダンピングの価格差を個別に決定する」と規定されており、全供給者を調査対象とすることが原則となっていることから、調査当局は、個別供給者ごとにダンピング輸出がなされていたかどうか、出来る限り正確な情報・データ(証拠)を得るべく、知られている供給者を調査対象としたものであり、調査対象を不当に広げたものではない。

ある利害関係者より、「非常に零細な再生品業者には、回答する能力がないことを良く知っているにもかかわらず、膨大な質問状を送付し、回答をあきらめるようにして、高いダンピングマージン率を算定しているのは、アンチダンピング手続の濫用であり、WTOダンピング防止協定の目的と精神に違背している」との指摘があった。

しかし、調査当局としては、質問状を具体的かつ丁寧に作成し、質問状に関する照会先を掲載し、照会には適切に回答することを始めとして格別の考慮を行ってきた。

すなわち、質問状に対する回答期間を30日間付与した上に、何らかの理由により回答期限までの回答が困難であると申し出た対象企業については、例外なく1ヶ月を超える回答期限延長を認めた〔3-2参照〕。さらに、2002年3月11日付にて、質問状に対して未回答又は回答内容が不充分で

あつた一部供給者に対し、質問状への回答を 4 月 5 日までに提出するよう促した〔3 - 5 参照〕。

また、大韓民国供給者に対する現地調査の実施を 2001 年 11 月に予定し、調査協力を要請していくが供給者の要望に配慮して 2002 年 1 月に実施しており〔3 - 4 参照〕かつ、現地調査の実施方法等を詳細かつ丁寧に記した「検証のアウトライン」を事前に送付し、さらには現地調査にあたつては大韓民国供給者の言語上の困難性に配慮して調査当局において大韓民国語 日本語通訳を帯同してもいた。

よって、当該利害関係者の主張するように、「未回答の零細再生品業者を調査対象から除外し、これら業者に対する調査を中断する」必要はなかったものと認められた。

9 - 4 調査期間の延長について

2002 年 6 月 14 日付重要事実の開示後、ある利害関係者より、「調査期間の 3 ヶ月延長が適切なものなのか」との指摘があった。

しかし、調査当局は、以下のとおり、むしろ供給者に特別の配慮を行った結果として、やむをえず 3 ヶ月の延長を行ったものである。

すなわち、

- (1) 供給者をはじめとする利害関係者に対し質問状を送付したところ、複数の利害関係者から質問状に対する回答期限の延長申請があり、いずれも認めた。さらに、大韓民国供給者からは 2001 年 7 月初旬から 8 月中旬にかけて回答期限の再度の延長申請が供給者からあり、最長 8 月 23 日までの延長を認めた〔3 - 2 参照〕。
- (2) 大韓民国供給者等に対して、2001 年 11 月に、2001 年中における現地調査実施への同意を求める通知文を送付した。当該供給者からは、2002 年 1 月であれば現地調査実施への対応可能な旨の連絡があり、その要望に沿って調査当局は、1 月に現地調査を実施した〔3 - 4 参照〕。
- (3) 上記のように、利害関係者の事情を最大限配慮して調査を進めた結果、既に日程は押し迫っていたが、そのような厳しい日程の中、質問状に対して未回答又は不十分な回答しかしていないためダンピング輸入の有無の決定ができない供給者に対して、3 月に回答を促す旨の文書を発出したところ〔3 - 5 参照〕一部の供給者から回答がなされた。
- (4) しかしながら、当該供給者の回答はなお不十分な回答であったことから、調査当局は文書で不十分なデータ箇所を明らかにし十分な回答期間を与え、回答を促し、追加回答を待つもいた。
- (5) さらに、調査当局は、「訪問調査をする前に関係企業に対し十分前もって通知すべきであること」(協定附属書 5 参照) から、通知を行った上で、当該供給者の希望する日程に従い 5 月に現地調査を実施した〔3 - 7 参照〕。
- (6) 当該供給者の回答、現地調査結果も踏まえ、6 月 14 日に最終決定前の重要事実の開示を行い、7 月 1 日まで反論の機会を与えた。
- (7) このような、慎重かつ公正な手続を踏むために、3 カ月間の調査期間延長は妥当なものであったと考える。

従つて、本問題点に関し、当該利害関係者の指摘はあたらないものと認められた。

10 結論

ポリエスチル短纖維(輸入統計品目番号：5503.20-010)については、不当廉売の事実、損害の事実及び因果関係の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、ポリエスチル短纖維の供給者のうち、台湾供給者及び大韓民国供給者のうちダンピングの事実が認められなかった4者を除き、〔6-2-2、6-2-3及び6-3〕で定められた不当廉売差額の率により不当廉売関税を課することが適当であるとの結論に至った。

(備考)なお、平成12(2000)年4月1日から平成13(2001)年3月31日までの間に調査対象貨物を本邦に輸出しなかった供給者(以下「新規供給者」という。)については、定率法第8条第12項の規定により、十分な証拠を提出し、当該新規供給者に係る貨物に課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

